共古日録

二十六

特別
15
1413
28

共古日録 二十六

兎は月中に住む堀井の海老は老古学会にて其図を出せしと
瑞獣とせしが而兎は古くより瑞獣とせし
と此黒兎の如き赤狐狸も瑞獣の一の意に十二支は同せられのあり
とで此より唐以下及び鏡の意に十二支の同せられたる二物より碑に円形に兎の
獣勝るに兎のつきたるあり
同あり古物の古鏡に翼ある兎あれど
支那の古鏡を未見と
十二支鏡に四神の象あり其図の下に必ず
子せあらは兎は方角の底に東に
よらん而て十中八九は十二支の配当東西
南北に適合せると十の一二は東西を合せぬ

東京本郷帝
延兎二年
少室神道
之 鋳

兎以外の
海老塚本
海老塚

門 15
號 1413
巻 28

早稲田大学図書 25.10.24

それ子あるてありと
正倉院の物中の十二支大鏡 大理石の彫板
天寿国曼荼羅
筑前人形が原の石造彫刻
兎形植物
因幡の兎の傳説
金ハ玉兎
木賊と兎（これは木賊刈りの小川寺石庄に…と…ありと云ふ説あり）…
兎子と云ふは多慾の女をいふ 土八 又云ハ多慾の男をいふ…
三村竹清…
ブリテスミウもいて…紀元前…年前より銅製の兎あり…
北…アホロ神に…
…兎を…

和漢兎の古図

蠟茶物は支那より物類にあり 月宮殿に兎形の兎あり

嘉慶板篆室全書所載 大同

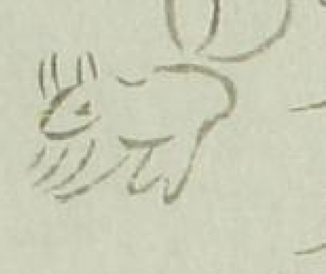

川書「月蝕覆見白兎好図」 謀賊至璽蔵天下 として…

對相四言所図 月兎

年久石と化するもの兎なり

後藤朝太郎氏の兎字の説

兎 字書に出るもの刀に属す刀にはあらねど字引上の便利として茲く書す

兔 通用体なり

正しく此の如くかくは二つの耳なり

足四つ及尾を示す上のは耳なり金石文字に見ゆ

なり詩経毚兔にある二つを重ねて書したるもの也

卯 正 卯 俗 丣 丣 卯 卯 亀板文)(魚の卵子の象形なりと

妊字の壬も 壬 も七 何れも生み出す意包むの意なり

君子の象徴なれば 卯 三角形にあるなり何故か解せ

ぬこそなりと 此等兎及卯字に就ての説は後藤朝太郎

氏の説を聞き書きしなり

大正三年十二月十七日

冨田教輔氏の紋章の分類

紋章の分類 冨田教輔氏講演せられしを要点を筆記して

厭勝的紋章 丸に九曜の絵あるもの又九曜の九の如き 佐竹の扇の如き 丸と九字の丸よりおし

歴史的紋章

宗教的紋章 アンドリウスクリスの如き

瑞祥的紋章 州浜形の如き

尚武的紋章 鷹羽、矢の羽、鏃の如き

大略五分類によりて説明し能ふと

武家の紋章は旗印より起り公家のは車印及衣裳

よりなりしなり

巴の古く見えたるものは法隆寺天女の持てる太鼓に巴を画けるあり

西園寺實吉が巴の紋をつけられし事記にありと 又巴紋の原

手もとの中

江戸髪結
床の鋏の
形

江戸時代髪結床にて使用せし鋏

古作のエ夫へ
なる鋳鋏

せし時代ありて巴の前の如き鞘ある巴模様をつけられし
一説曰〇〇の作とも

と

梅翁随筆追加
江戸本町に鋳鋏屋にて
ましり世に名高き天下一吾文
俳諧年表 寛文三 壬寅 春松意加估て系 西山宗因江戸ニ
来りしこ 一説に宗因東下りは寛文四年なりしともあり
然るに近代和歌者宝暦賀茂文 此ともに寛文の年より天和
三年迄亀戸村にて鋳鋏を売り吉くは本庄亀戸村と
ある文字をえられが再び紀戸鳴鋏を売る事は遅き
以前本所にて鋳鋏の事なし 梅翁俳諧年表の寛文三
鋏は四とせ二説共に正しいのかと三両村売れ以て調べ得し

酉の市考

東都の俗江戸時代より毎年十一月の酉の日に酉の市(まち)と称し諸所の鳥神社(又鷲)にて柄付たる竹熊手(一名宝形)お福の面千両箱大福帳其他各種の宝物を飾付たるものを売求め各自の家々人目のつく処へ飾り置くなり又芋頭をゆでたるを篠竹につらぬきたる黄金餅を赤青白黄胡麻大豆等にて混ぜたる切山椒を一連にしたる熊手のかんざし等酉の市の土産として買求めて帰るを一寸粋鷲は三月三十日までをせば運よしとなすと俗信せり

現今東京及近郷の酉の市は元は千束村本立山長國寺境浅草田圃の鳥神社が今は別になれり

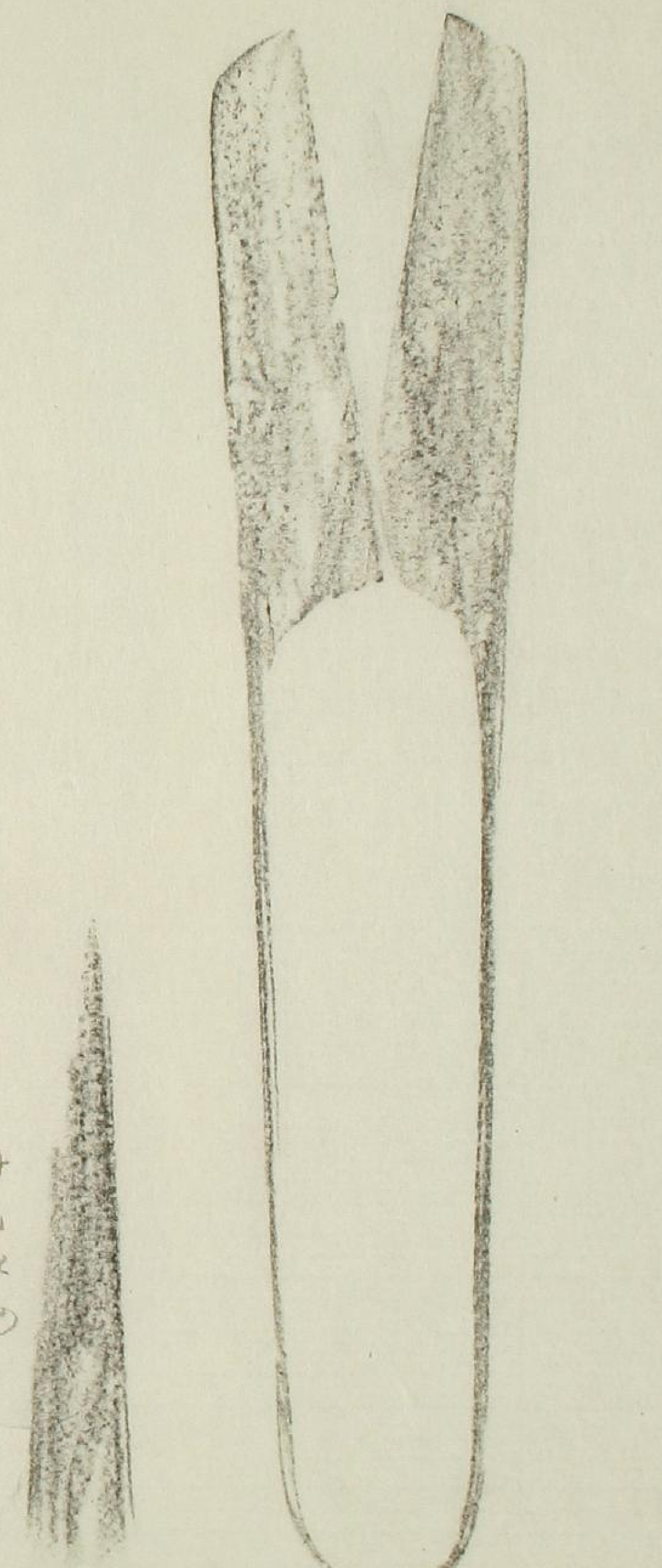

小石川巣鴨宮下町二十七番地稲荷社合殿鳥跡社　元霊感殿ニ有リ
四谷須加神社内　鳥跡社
新宿花園稲荷の内　鳥跡社
深川八幡社内　立
新川
花又村の鳥跡社
両の在跡残りて盛衰ありて前記七社の外にも高田大坂
鳥越其他にもありしも今は亡ぶる者も多く又今は亡くなりしも
あり千住三丁目勝専寺の両の布の如き天保三年の東
都歳事記に世俗赤両ともいふとありて田園の辺に
ありとあるを今は中止なりて知る者少なし
前記の勢両花又村のは元禄以来江戸市人にもちられて

詣る者ありしと見ゆ　其角の句に
ある七まつ事のましめや両の布
若く其角の句の集にあるか寄見當らねど當時花又村の両の
布は日本橋よりも三里余も隔たりて居るも綾瀬川の
便あれば狼を往復した者多く芝居者遊女屋舩宿
其他遊人の参詣するところにてありし　現に花又村夫納
弁天の石には新彫碑あり　新羅三郎義光守本尊花又村
不動院施主山村長太夫と彫せし石標存あるを
又ても古くより江戸芝居者の参りし場所なるに
或るは山村長太夫の座は木挽町二丁目にありしが正徳
四年三月俳優生島新五郎と奥女中江島の関係の為め

山村屋は断絶となりしを始め「花又村の鳥の本元とも
云つべき奉納鎮守天の石標元禄宝永の頃より出来ませ
施主となりし奉納しことを見れば其角の句も出世の市
の市とも云ふ事を思はるかく繁人飲食業の当の手合にてれ
如き等の通舞なる賭博が酉の市に盛んに行はれしをもて
川柳に「酉の市賭けでも勝て行く所」といへるも「神前
近くは拝と胡座敷をつめる」と「廿日は賭博が盛んなり
しもの如くに「文田南畝の半日閑話の安永二年十一
月の条にて「当年葛西花又村酉の所の諸次に博変せ
禁ず参詣の人自ら少しと記」
十方庵遊歴雑記に

「花又村鷲大明神」は陸より来る群集するを以て記し
天明年間迄は其道筋にて諸勝負也行ひしが今は難義
も絶たり聖代と申すべきなり　因云下谷龍泉寺町の酉の
市は明和八辛卯年より流行出せしなりとあり
十方庵の記事は文化十二三年の記なれば未だ其頃まで賭
きも賭事しと見え「賭賃文禁止さる」も其中もまた博変が
行はれしことを見え「賭債也増して出るを拝也伏せ」
の如き川柳其頃のことを伝へるとも思はる花又の酉の市
が博変禁止となりても次第に衰微せしに反し蒼々盛んになりしは
浅草田圃の酉の市なり　江戸名所図会にては花又村の酉の市
の記事あれど田圃のは不載其後出し東都歳事記

花又ハのせずして浅草田圃酉の市を図録考「近来参
詣群集する者彩し當社の聡一はてらハ天保壬辰より凡五十
年以前よりのことにて」記せり され共遊歴雑記ニ云
如く天保三辰年より数れハ二十三年以前の比よしと見
「ハかり田圃の酉の市の繁栄盛んなり原因ハ吉原遊廓
が廿日まで寝りて大門の外ハ平常関切りなれ共常門即
吉原遊廓開放して諸人出入自由にさせしまより男女とも酉の
市を当て吉原見物せ論すまてて群集し萬
ちかり花又ハ廃れ博奕禁せられ人足を絶え又終に衰へ
開放遊女見物の自由なるハ浅草田圃の酉の市を繁栄
に論せし大原因なりしと思ふ

酉の市にて売る特種のものハ餝り熊手熊手のかんざし
唐の芋の頭切餅等なり前記せし遊歴雑記にハ
「花又村社内にて熊手の笊籠をひさぐ者多し これを
さゝげ利運強く一切の幸を掃ハ萬ゞ勝利を得
ると又ハ村の熊手首唐芋八頭芋柚笊の類也
とあり又浅草にて買ひ社会としてて買求ることをせし」と
記せる文化年中のころなるべ今ハ浅草の酉の市にて
柚笊などの外ハ皆売らず近年浅草田圃の酉の市の名
の酉及新吉原の鳥隣社より守札を付たるかさき熊手を
出せり單ハ鴨まてハ寶財布を神社より出せり熊手と
酉の市との関係ハ元来落葉の季節也落葉爬

く竹熊手の必用の物也これを市に売る事なり天保初年の頃行るゝ東都歳事記には葛西花又村の市の図ありて竹熊手を売る見世を画きあり熊手は何れも柄長く実用のものにしてこれにお福の大面を付たるの外ちがひて飾りものゝ多し大松茸を添たるもの也其頃迄は実用のものを専らにせしと思はる歴雑記には熊手の飾りのことあり熊手は次第にものゝ飾多く起りしは熊手かんざしが始なりしならん文化の初年より福の玩具行はれおかめの面も招福の縁起ものとされより熊手に添ふ様になりしが今の如くになりしならん文政初は実用物これへえんぎものゝ性をかんざし

頃々始り文化の頃にお福の面などを付し竹熊手を売りおりし後に柄短く調合の飾り熊手をとられるゝを思はる芋頭を篠竹に連ねて売るは大頭とてこれも吉語の意にて買求るなり又五色餅は江戸時代子は不賞に粟餅黍餅蜀黍黒豆又は胡麻入等の餅を短冊形に切りならべて結びしものなりしが寛政十月の酉の市へ花又村へ行きしが五色餅を芋頭を添て熊手のみならずしかる食品は田舎人のみ多く賞する世へは売りしのぐ売られぬ也見世出すもの縁起と足なり近頃く実用熊手は飾り熊手となり粟餅蜀黍餅は紅黄粉などつけたる餅となりて芋頭さへ今は黄独を売る

君子どもにまで書物に変化あるのみならず祭神にも
変化ありしなり予蔵する花又村の古き影あり其
には鷲に乗りたる釈迦如来の坐像を図し上に正一位
鷲大明神御影として左右に武州足立郡花又村鎮坐新
羅三郎義光守本尊と記しあり江戸名所図会には
[祭神詳ならず本地は釈迦如来にして鷲に乗する體相な
りといふ當社鷲大明神は土師大明神なるべしハとコの
假字の轉せしより誤り来れる歟]と記せり又浅草田圃
の古き影は来帯鉤を双手に持し鷲に乗り七星輪後
光の如くなれるものにて下谷千束村本立山長国寺鷲宮大
明神とあり弘化四年の江都近郊名勝一覧には同蓮上総国
長北の庄小羽川左衛門大夫が館の右し時勧請しかし

實は破軍星なり鷲の背に乗りたるに因て鷲大明
神と號す中古常院に移すと記せり世寺維新後
神社と別になりて寺の方は開運妙見尊として
神をせし方は花又付のと同じく日本武尊として
祭り来れり武尊が白鳥となりたまひしとの古傳
説はありもすれど釈迦尊や北辰妙見が鷲に乗る縁
もなきにかかる仏神を設けしは元来両の神といふを
ありて後に祭神をそれにせしにあらん
両の市の称花又のは其前の句として見れば元禄にも
知られ伊豆国三嶋神社にも両市とて例祭四月十一月両
日に祭り來集して諸物を交易すと
年浪草

に記せり寿鶴に三鳴羽鶏の酉の市にハ鶏及鰹を納るを
ありとて云又江戸名所図会に花又村の酉の市ハ
図画を載せてあるハ此市ハ近郷の農家の鶏
を献ず祭終るの後悉く浅草寺観音の堂前に放
つを旧例とすと伺ひハ祭日ハ農家鶏を神前へ納
るものとせりこれを見ても知るべし又諸国神社の祭
典を籍て開設する馬市牛市植木市其他家具
衣類諸物市等あるは家禽市無き事なし
少すこれであらねばならぬことにて花又村の酉の市も元
来ハ鳥の市ハ家禽の市にてありしならん当時近郷の
農家飼養せる鶏を持来りて此処にて売買せし

ことならん養鶏とともに産出する卵を江戸市中
持出して売りて当時ハ未だ文化高年の頃ニて江戸早
八丁堀の巻ニ寛輪から来る鶏卵ハ本所から出る鶏卵
と言葉をかわしたると云ふハ江戸北方の農家の養
鶏卵の下谷坂本所への寛輪所より出る売るものの
出しに此市の連絡を示すに足ることを思ひ花又の酉の市
に次第に栄りて千住ヲ目勝専寺鷺大明神とに北方
江戸への通路の順次に市これを示すことなり花又
の村人鶏を食せずといふことを卵を三鳴の人なるもといふ鰹と
鶏をも食ふさしといふもその元卵を産出の為し老鶏を
食ふを忍びず神社境内へ放しことを伝ししならん三鳴

のごときは鶏鳥を飼養し猶をも老父のごとくは放し置は狐の
食物となるの外なけれは放鳥するか持行て飼養の男か
なる如く納して俗伝に放草観ある鶏鳥を納れは
輸ちては変ずると云る卯出せし光鶏を納ることよろしからず
ことにおいてはことさらあらん以上に鳥とし如くなれは
老父両の市は元禄の頃の市までありしより起りし
祭神は[illegible]なりと社人のいふは当然なることを祭神
の説は両の急なるより附会したることをあらず
此外永乞両三刻　雉言俗語　掛け橋に
伊豆三島社両の市十一月鶏牛[illegible]の近子にて也日[illegible]
又鶏数千羽その外[illegible]多く集りけるなり

江戸へ出す玉子の産地

享保丙申冬甲子月　俳諧通俗志巻之一
三島両の市　伊豆中両
年忌草にも三島両の市の次手あり四月五月両の市なり
三島の人々は鶏を飼せざりし鶏を食はざりしといふ老父
付まても旧例は鶏を食はすと云く
老父村淘迄の農家養鶏多かりしこゝは江戸へ
吸人を見て[illegible]也東京府中へ玉子の人を出す
二百あまり千住口と西山口とに千住口の卵の見物よく
此まで[illegible]はなくこれはなるか中等になる程出でゝ
焼なるものに味のあるしず西山口よりは八王子より出る
村までの玉子まで皮の薄く充実し味の勝れて[illegible]

此のかたよりはしめて見松原まてのしへと云まて西の方ニ町
千住ロ七ッ知四ロ三分なりとぞ 其より人家茶店連る 矢的あり
三河より来る近くに姫街道本坂峠下の某神社祭典
の日には諸方より猿舞の者多く集り来ると
三河万歳の者此日は梅所作か新所とて云ありと
吉田神社祭典の日神輿の前に石田と云処にて
職多廿日祢宜に刀をさして立場に張りある大縄を切
てに倒とす神輿の大縄をほとかす 三河の人皆酒くむ
おすを祝ひすとて
江戸より東海道の人皆送り迎へし場所品川の品川寺水月観
音の辺り坂道なりと（俳諧あまた有ける）

國花萬葉記所載江戸總年中行事

江戸萬葉記年中行事

正月
三日 元三大師参 所々
八日 薬師参 所々月次
十三日 ... 三ケ所
廿四日 愛宕参 月次
六日 西日年越 明神参
十一日 八幡参
同日 天満天神参 月次
廿四日 十八日 観音参 月次 / 廿八日 不動参 月次
二月
八日 事 初 江戸中ニ
初午 稲荷参
十五日 涅槃会 諸寺
廿五日 天神参
廿七日 雛市
三月
三日
十八日 浅草権現祭 丑卯巳未酉亥年有
廿日

四月
八日 浅草寺潅仏会　十五日 中橋姫 …… 十七日 …
経 但廿日迄　廿一日 甲斐初 ……
五月
三日 元三大師参　同日より 江戸中幟 甲三日迄
十五日 八幡参　十八日 観音参　八日十二日 薬師参
廿五日 天神参　廿八日 不動参　廿四日 愛宕参
六月
朔日 駒込富士参　氷餅 浅草富士参
五日 牛頭天王祭 但馬町所出　二日より …町所出
七日 南伝馬町天王祭 　九日 小舟町所出　四日 箕輪祭
十五日 山王祭 但初　　七日 南伝馬町所出
十五日 赤坂明神祭 子寅辰午申戌ノ年　十五日 山王祭 丑卯巳未酉亥年 有　十一日 鳥越明神祭
十八日 四谷天王祭 丑卯巳未酉亥年 有　同 浅草観音参
六月中 八月迄 三股 涼船出ル
廿四日 愛宕千日参　廿日 水無月祓
七月
七日 五花 東西本願寺　同日 九品仏参　同日 七夕祭 笹縄册
十日 観音千日参　十三日 王子祭 寺中十三坊
十五日 増上寺 廿六日　同日 茅蔵祭
十六日 増上寺 山王 廟　同日 烟火 参　同日 桐横 ……
廿六日 夜 月 廿六夜待 ……鉄砲洲 高輪 江戸中 ……
八月
十五日 市谷八幡祭　芝田町八幡祭 但祭年ハ子より隔年に廻る
同日 高田穴八幡祭 但丑年より隔年に廻る
同夜 月見 江戸の諸人三股 舟にて 行 ……有
九月
十三日 深川神明祭　同夜 月見 舟出船
十五日 神田明神祭 祭年子より隔年に廻る
十八日 神田神事能　十九日 新堀 十六日 芝神明祭
十月

廿日 浄土宗十夜をとき　十三日 日蓮が忌

廿日 恵比講 商家に是を営す　亥日 三亥十八中を祝す

十一月

八日 ふいご祭 諸職工　廿三日 親鸞上人忌 初　廿四日 大師講 智者大師の忌日なり

十二月

八日 事初 江戸中にかごつるす　十三日 煤掃 古札を納む

十七日 浅草市 十八日より正月のかざり物を売 初め十九日迄

廿五日 正月のかざり物を売 廿日まで日本橋四日市乃麹町にて

松竹を初め一切の売物をかぞえてこれを売る

廿六日 もちつき 是より市 六日より廿日まで中橋の尾張町一丁目辺

桐油紙 [illegible] 目 [illegible] 不二 [illegible] 書くまし [illegible] 中通に至る

もち [illegible] 協青 [illegible] 同福を求むる 同 不思地 辨才天

節分 芝神明 同 辨才天 [illegible]

廿日 芝神明 [illegible]

以上元禄年間より年中行事まて正月の廿六夜待の今絶

雨中花 及 餅花

司馬江漢 施本の種痘書

好む地を選て明る坂本の別く吊かもしなど其処から 子供をあつて

参りて [illegible] ハつがし 手をも松

安永七年春 お坂の [illegible] を [illegible] と題せし 小冊あり 説ハ

題面をもちの [illegible] の [illegible] てぼう 坂あり [illegible]

雨中花

浅草寺乃ちんや 北 [illegible] し 花を [illegible] の [illegible] らく

実ハ花 此中に [illegible]

雨中花の名 世に [illegible] 揚 故 名 世のことくなれ [illegible] と見へたり

又餅花の [illegible] 日 上の 花の ことを 記し あり

文化十癸酉正月 お坂 [illegible] 判 四 [illegible] の [illegible] 種痘傳法

と題し 春 [illegible] 施本 [illegible] と號く [illegible] 司馬江漢の

上總今津村
大譜師らの
參

京山住居の記

両の節の狂哥

称してゐ[illegible]　花造乃舞寺の二冊[illegible]
前て両の二冊ハ[illegible]が上總國市原郡
今津村ノ大[illegible]と[illegible]て[illegible]月[illegible]九十[illegible]
主て[illegible]
銀座一丁目東側ニ玉の井と云水茶屋ありて其隣二階
山東京山住居せしか京山の代にその家ニ住し
人今年ハ[illegible]楊木職[illegible]
[illegible]　天保三年十二月[illegible]
東都[illegible]両の節の狂哥
[illegible]
[illegible]

十二月
市女

笑話本鹿子餅ヲ出したる
明和の言葉及
誹[illegible]
味噌[illegible]

九損一徳

八蔵坊の[illegible]

明和九年壬辰正月の序文ある笑話本ハ七篁七左衛門卯雲
の作にて鹿子餅と題せし其中此頃の言葉文ハ
誹[illegible]
○古代の[illegible]
味噌[illegible]
○九損一徳[illegible]の段に[illegible]
九損一徳の諺[illegible]
○酒店の八蔵坊[illegible]
[illegible]
八蔵坊主に成[illegible]
[illegible]坊主に成たと思つて[illegible]
[illegible]
[illegible]坊主と[illegible]鉢坊主[illegible]

袖とめ目出度

○なんぼ馬鹿でも十七なれば最う袖とめさせながらいゝと袖つめた
目出度来てこりやおめでたいより見たいといはそう
袖とめといふ娘子にして肩上を取り袖の先の角をなくし
丸くするを云ふなり　袖とめ目出度と当時云ひし也

鼻捻

○鼻捻
馬をせめる捻棒なり

工り兜

○ちんぼうの頭抜きたる兜の形……工り兜
工りかぶとの称ありしかなしかあらば知らんと云ふ
なる

炮烙売

炮烙が顔の世間の前で炮烙売と申すにて通じない
今アイ炮烙売りし来りしが今の絶たり

然しかくからし屋

○料理屋の茶碗子様……お客の殊は意地の悪さうな人であれは手前の
からし様がからうてかねばきかぬと云てそもそもからい噺り也

筋違の茶の毛包

○神田川出水に筋違の土手くぐる柳原の乞食が端へ出て
居て土手にひつかけ流るゝ菰は乞食が菰を
とらう菰を乞食になつた
筋違の菰お乞食あ以い鉢菰を持て後で見る柳原の
乞食なら身人形居なり世間を笑らしく
○からくしく若婦て見せはしまつた我れもはしよると七の図
までひつからけるまゝ

七の図を見せる

見まし上り七の図とふまば解らぬ
○不思外女の前帳気語しもしかし不便のあらぬ不自由をとる
見たんでしらずまず出て貸雪隠を
寺家あるしかもひひとらわば取って貸雪隠あるもあるとすれば
取る人もありしてもの

貸雪隠

○ひつかみの橋を来て居る見るなりけてから火を消して飲にのあくまに
飯つまつてフハア多件ない……出てから也てナアニたらア飯つぎ
かと思つた

飯つぎ

鉄づくといふをは[illegible]つかはれしと見ゆ鉄びつ[illegible]ちかすも
のこそあらん
○古人の[illegible]
下司出頭保果以古語先此巻是切

下司の[illegible]
保に[illegible]

下司の[illegible]は下に居るといふと保でいつるといふこと[illegible]いかでなる
とみゆ
目は今も下司とてふ〳〵の木々の[illegible]は[illegible]に[illegible]けり　大正三年十二月廿三日　[illegible]

安永年間上手
[illegible]の
[illegible]

目口かわき

安永のめでたい春いかが[illegible]とあり何年ならずか[illegible]世は鉄
思ひつ中[illegible]面白の前上手にあるなる中若の
安永年[illegible]と同[illegible]の[illegible]の[illegible]
○[illegible]世[illegible]の[illegible]世の[illegible]の[illegible]

地生の縁

人は[illegible]の[illegible]から寄合ふて地生の縁と目口かわきのご
ざござ[illegible]
地生の縁多少の縁をかけるこのあるが地生の[illegible]目口
からき　の洒解し[illegible]浮世風呂二編上四ツの目[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]よ、人品の能風をして居てとんだ目口乾だの、
あすばせの、[illegible]のと、たがつけね　ものでもしてお里が[illegible]
ら[illegible]、あれだから[illegible]人が居つかね[illegible]と[illegible]て目口乾の[illegible]解
し[illegible]又天和二年板の戀慕水鏡に目口かわきの大散特と[illegible]

きん〳〵

○親父が見たらきん〳〵といふだらう[illegible]
ものごとを今[illegible]
[illegible]かよきは友たちと[illegible]とおかける[illegible]

[illegible]

[illegible]場所の[illegible]と[illegible]と[illegible]か

あんよ
歩行ハ笑ふ

○深川さんだに結つて丈八丈「とんだ意気な形だのアレハ藝者だ
後の男が長い羽織で風呂敷包みけしで提げながら佛頂面を
して小言を言ふを聴けば「歩行はお下手だ

佛頂面

歩行はお下手その詞こそれが惠て轉ぶハ上手を合せとか
佛頂面大仏の頭ぶつしてあるよふブツブツ小言を言ふ顔を佛頂
面といひしか

九損一徳ハ鞠より起りし洒落

○鞠を好んで蹴るにやむちら気を入らず大で何で面く……九損一徳とて
股の蹴るぎ……が速じやけるらう
九損一徳とは鞠につきてある詞にて何の殺立ねての股のつる
年とつけるのなり

新吉原の洒落

○新吉原かまうそとんだ美しいがね ここに吉原江戸町三丁目と
あるが如く……
ハ二十年より

梅堂の印
津藩用墨

梅堂印
梅堂蔵

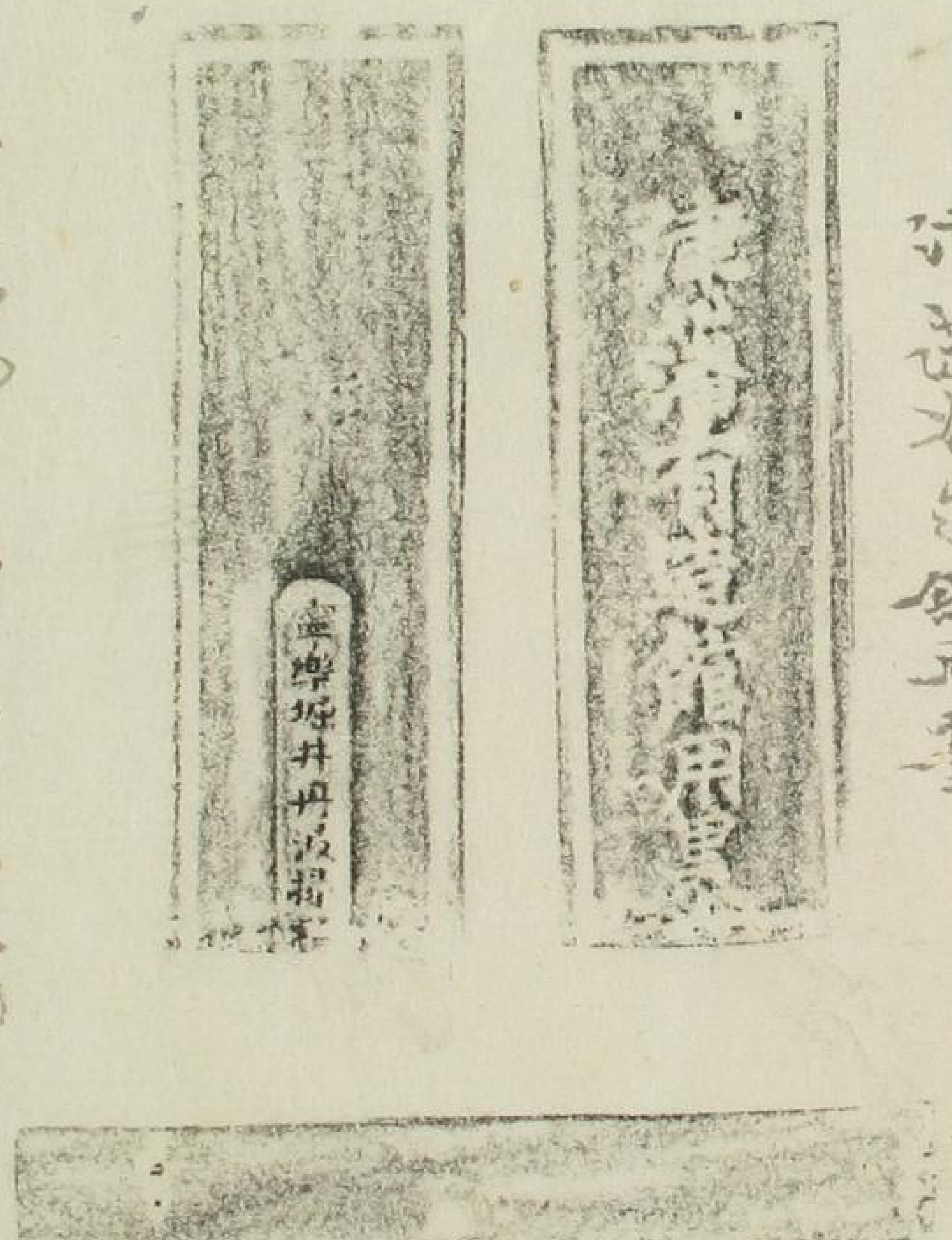

津藩士造館用墨
三村清三郎蔵

ハイカラ墨
めんこ

ハイカラ佛町三村氏此面をおしめんこ六個

朝鮮古墳出土
剃刀毛抜

朝鮮国古墳より出土の剃刀と鑷子

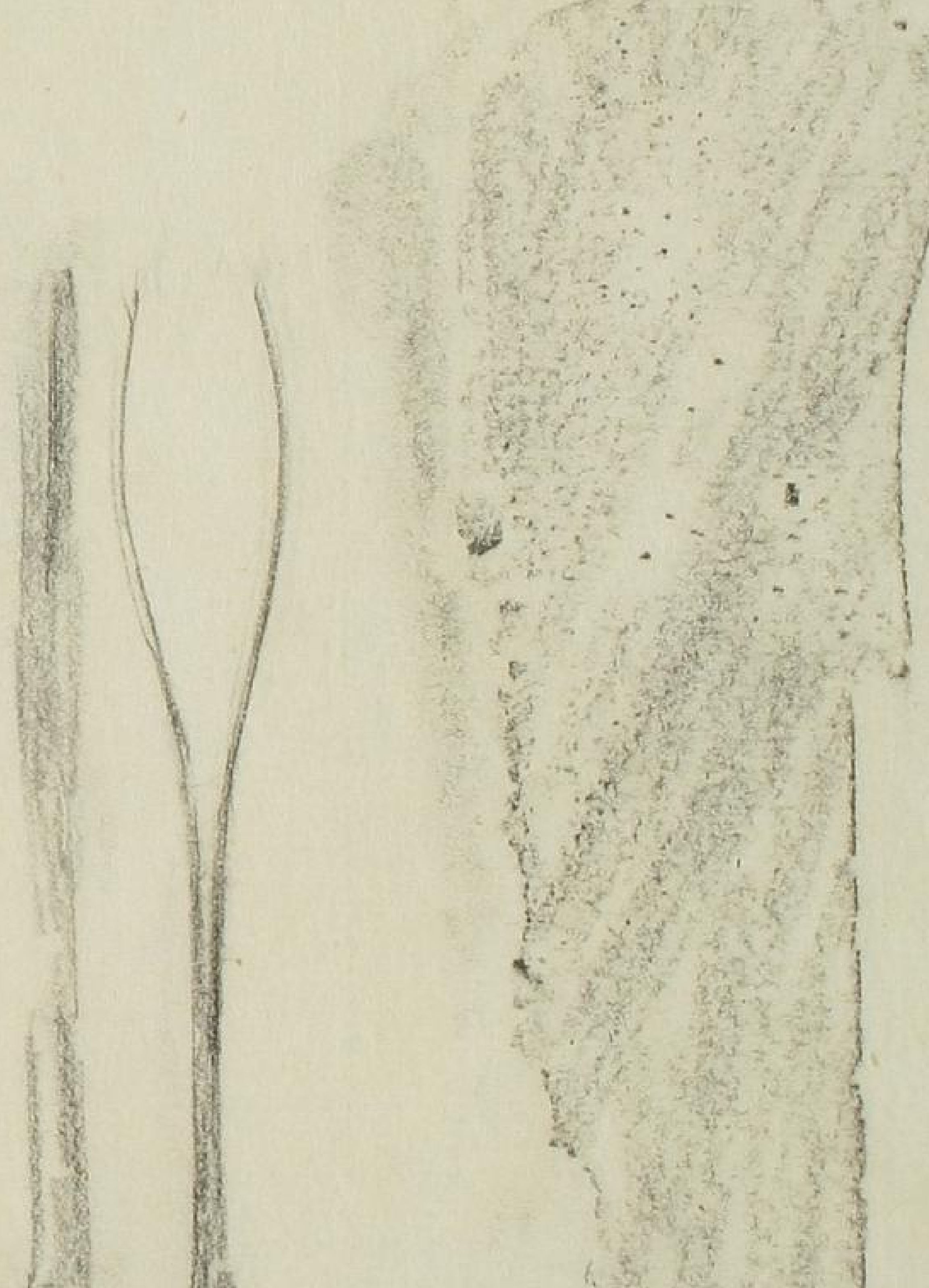

至て薄く
黄銅有
色かはらず
同じ

〇井銀次郎氏蔵

藤井笹貫村
より大塔の石
見附

大正三年十一月十四日午の時ごろ当村[illegible]碑ある
藤井笹貫村揚の手前道にて[illegible]年ごろ七十計なる老翁
の腰かがめて電車にて下村停車場前まで到りしより立
ち登車せて[illegible]車中大塔より[illegible]
と同車し[illegible]の一帝の如きを尚しが別にいはれを[illegible]
田端辺の昔を[illegible]
[illegible]玉を[illegible]ならし[illegible]の数十人立働きて
[illegible]行くと長泉院といふ大師の所あり藤々下車しさぐの
[illegible]
三宝院といふ大師の[illegible]
[illegible]三ヶ所の大師[illegible]
[illegible]十四日[illegible]
[illegible]土偶及[illegible]

花見物ず菊地花の見物て風雨がつよく[illegible]脱風と角力
あるの[illegible]一の[illegible]ある花見物り又一夏[illegible]のつりもの輪車形に
したる一つの[illegible]の重り球を頭にやどし人形を立てある綱を以て[illegible]
藤澤北へ行く左に大石地蔵立たる[illegible]三界院といふ寺[illegible]に
地蔵の石像堂前に立てり立像にて[illegible]臺に坐す石[illegible]
三尺[illegible]大石地蔵[illegible]臺石は元禄七甲戌年二月吉祥日の記
及び[illegible]あり石燈籠一對元禄十四年の年號あり
大[illegible]一丁余[illegible]門[illegible]門あり[illegible]中に
[illegible]本堂[illegible]大石[illegible][illegible]其の上に[illegible]の[illegible]
[illegible]笠両方に一[illegible][illegible]の[illegible]銘[illegible]の[illegible]
あり[illegible]堂[illegible]の[illegible]
あり鐘樓[illegible]年號[illegible]四行二字

武州蓮金龜山三學院極樂寺とあり寺は[illegible]の通りより一町ばかり
每月[illegible]足立[illegible]十七番[illegible]山平等寺とも[illegible]
[illegible]これより[illegible]一丁ばかりの[illegible]茶屋[illegible]地
あり[illegible]あれど[illegible]年の日[illegible]寺は
明常寺人[illegible]祠の常[illegible]
二寒[illegible]年[illegible]形の[illegible]あり
れが[illegible]見物[illegible]特別の
ものなく年[illegible]大木[illegible]の
[illegible]社[illegible]樹木一株[illegible]
へ[illegible]茶屋[illegible]
の道[illegible]南[illegible]の

と云ふ電信柱を距てて村落となりけり每月村の辻々に石油一箱づつ
火つけて識者の注意ありて火の[illegible]
箱なりて在りこれが危険箱なりと思ひて
ガラス[illegible]危險千萬
[illegible]必要
のあるを思ひ[illegible]數十丁にて藤の北端に至り
あらうの標示杭あり御知の停車場より[illegible]が近き
かと云ふ御知の方近からんとのことを
村と云ふ到る女の子と文字見て[illegible]
[illegible]子供[illegible]
御知の稲荷社調神社[illegible]
あり土焼の狐數千[illegible]

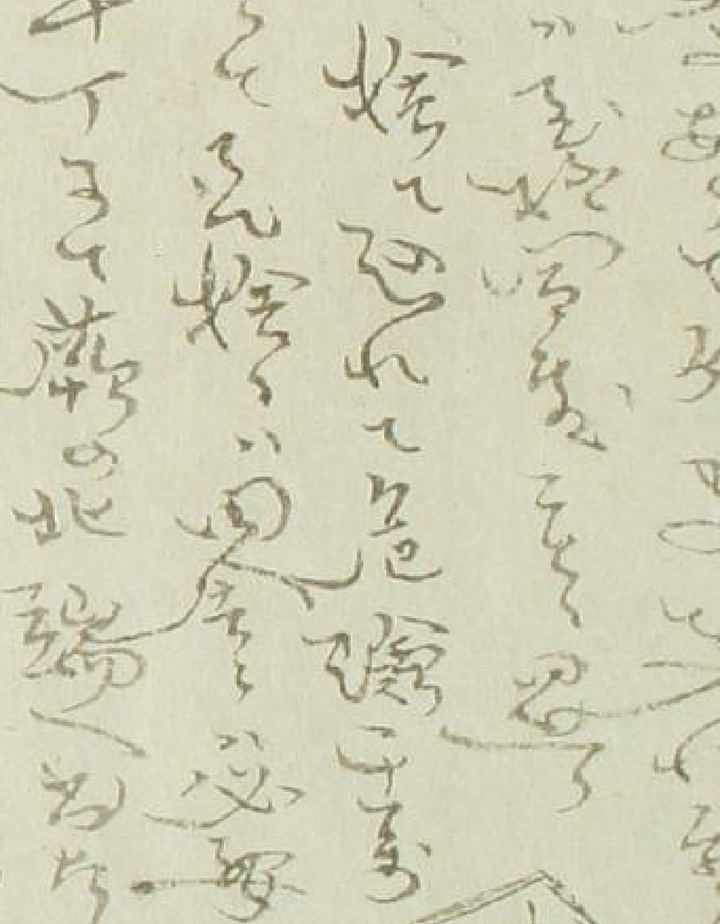

石油箱のかくさまにてあり

[illegible]二三あり[illegible]一ツは[illegible]
一ツは[illegible]
御知停車場より[illegible]大一[illegible]の[illegible]
[illegible]
とふあり大[illegible]の[illegible]
とふあり[illegible]
大[illegible]到り[illegible]
[illegible]
[illegible]特種のものあり[illegible]
[illegible]

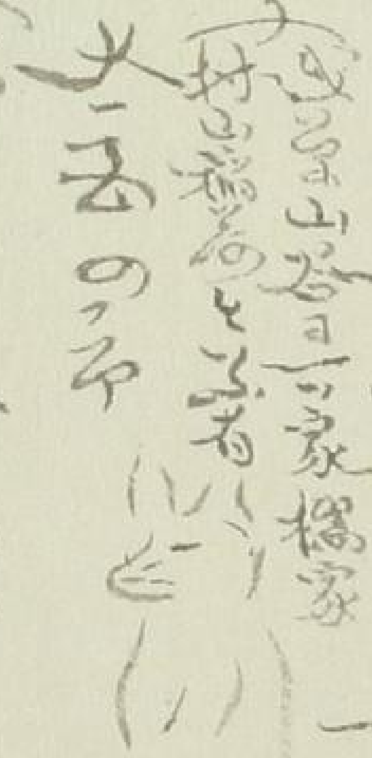

(此家山谷[illegible]一家稲荷[illegible])

竹道の先なる竹箒をあみて其れの如く四角に
ぎたる物あり左の図の如く何かを結び付けたる物の四脚ありて

よし二本つゝまとめてあるもの

竹脚へのせ二本を横へ二本結びて紛をつけたるもの浜へ
一段なるといって古風の物にて竹道の農家一般に通用せるといへり
満足して見る [illegible]

[illegible]

十二月十六日記

前之大宮大神の十日市（トヲカンイチ）の売物中に而の市の熊手を見世りし
多くあって縁起物なる見世多く而木の葉把
く実用品の縁起物も多く売られ昔の名残の市の様
なくありしと [illegible] 汽車中にて知る [illegible]
同車中の老人娘に今日は大宮に何かあるかと問ひて娘が今日は十日市（トヲカンイチ）で
すといへり而老人解せず何事かとたずね [illegible]
解し難ねたる [illegible] 縁起物 [illegible] の [illegible] を思
ひ [illegible] の今も [illegible] を思いたるし

其三年十二月十五日世田ケ谷のぼろ市見んと [illegible]
宿を出て道 [illegible] 電車に乗る [illegible]
到り [illegible] 世田ケ谷の [illegible] 及 [illegible] の墓を

是ハ世田谷二子の辺ニある[illegible]なり。栗物の大通り芋奈[illegible]。農
家の庭などに積まれたる[illegible]の中を通[illegible]芋の特色ハ名の如く
ぼろ市の市にて何品にも集め集まる古ぼろ古道具[illegible]
[illegible]のぼろ[illegible]なかなかの細きものの[illegible]あり
[illegible]下駄の古き[illegible]の足[illegible]梅の[illegible]ぼろ[illegible]茶碗の一[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の古きよく[illegible]集め[illegible]
し[illegible]中に[illegible]世[illegible]其[illegible]大[illegible]
あり[illegible]鍋[illegible]あり[illegible]さ[illegible]し[illegible]
芋[illegible]祭[illegible]あり[illegible]一市の[illegible]
[illegible]人[illegible]中[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]あり[illegible]電車[illegible]二[illegible]
[illegible]（[illegible]）

天保日記中の
記事 一二

天保日記 〔十八年三月廿日〕 以下 青山より四ッ谷場より[illegible]
甚だ盛中 正月入りの日より中
青山の往[illegible]赤坂より継来の宿駅なり今日まで
青山の名[illegible]当時ハ田舎にて四谷青山[illegible]谷同
里[illegible]村[illegible]の[illegible]
[illegible]近道[illegible]金[illegible]街[illegible]の四辻[illegible]
芋[illegible]江戸より町人三人来る[illegible]の五郎[illegible]
四谷角筈に住し五郎兵衛[illegible]角筈[illegible]野氏五兵衛
なを古くありと
七月十五 [illegible]七十文 [illegible]五文[illegible]
米価に比すれば大根五本の値あり[illegible]
[illegible]ハ天保十八年五月より十一月迄の記録なるが江戸の今[illegible]

此のたびは何事も日記無事と云ふ鶴高亭主からて
記に此の日記にて猥褻君之を調くと云ふ明治十八年一月
十三日に縣今文校注して出版せられし書あり
同年六月十八の事なり千葉縣下の大審院へかゝる所
殺されて十二所よこは三面所なりてされたる者あり家か
まゝや後たしかなれど

所殺されたるは東京當時の上之城内の良家多く兵火を被
らしを予量に立ふ数いをのまなるべしと云ふ志料
此迄の所殺者三の今より三百廿七年ハかゝる小数の其の苦
しまり成功の良家燼年亡とい云ふ事もあらしたるものなれ
とも思ふ

三村竹清氏より以下之事服薬の中に支那の観音の毒消薬の包紙此中に仏ある薬

三村竹清氏云ふ此の薬は集らる舶来の支那西湖天竺
山観音の薬を模らえその包紙を印して左の如くあり
紙の形同寺観音の薬
には無疑用中の人は論ずあり
聖四季量と云ふしもあり
甲出下山の日宗の寺之事
毒消の薬を刷写して云の

右標本の薬も毒消と云ふ女郎の婦薬は産婦
これの薬を受けて身を食せば悪毒をも去る信仰
薬を用して以て多くあるを天かたの方得の四君の
まゝをいらいた食すれば左りなきにありてもいとて以外だ

名刺ヶ家紋
並ニ屋印の
もの

[illegible]の貴き神社又は尊き人の権威等をも
翁作りの鋳りて世ちからせ与へる[illegible]思ひ[illegible]

名刺と家紋せ作し屋号初め思ひまして考へ又事而也因紋證
宮が神国へ移り作し始め其を製せられ名れに立称に
揖の紋をつけ下に名を模写名とせし[illegible]ニ名刺
也因家に十五枚[illegible]稿しせ足因軸輪一枚
先以て[illegible]せられ[illegible]

左右巴の起り

近江坂田郡春日神社祭典の時右座に[illegible]若い藤
巴の右のせつけ左巴い左中[illegible]もの[illegible]紋章
つける[illegible]紋に[illegible]因て[illegible]神因[illegible]
[illegible]小社神[illegible]左巴[illegible]用[illegible]

絵馬に就て

絵馬の起りは古人の既に言へる如く馬を神社へ納め[illegible]代りに画
[illegible]して[illegible]し[illegible]絵馬[illegible]の工[illegible]
[illegible]書[illegible]の[illegible]
[illegible]絵馬の[illegible]二[illegible]論[illegible]の[illegible]代へて土
偶[illegible]神社[illegible]世[illegible]の神霊に
馬形[illegible]模せしもの又は馬を画[illegible]
[illegible]絵馬の起り[illegible]建る
[illegible]土馬[illegible]神社[illegible]建
[illegible]左馬[illegible]の馬[illegible]
[illegible]就て[illegible]土古の[illegible]馬又は模形の馬[illegible]
[illegible]馬[illegible]の[illegible]
[illegible]
代[illegible]土偶土馬[illegible]鋳製のもの[illegible]

撥雲餘興所載土偶

其後神事に騎射等の代りとなし或は貴人富人は神霊に馬の用として馬の数を献せることなし或は能はざるものは馬形の木若くは土にて作りて献せし又は板に画きて奉納せしを以て撥雲餘興に図する所の和州二五郎源太郎大工所蔵の土偶の如き及人数寄藁に蔵する九州地方よりの土偶画絵馬とは異なり別種のものなり又明治十七年に信州土丸子村郷社稲荷の社に古より伝ふる繋馬数形のもの（和名玉篇云繋）毀損の大なる所あるも図として蔵せしに富士山の幅を蔵する納めありしを見る古き繋馬形一覧せしことあり此等画絵馬と縫馬にて過後時代のものと見ゆなり絵馬となりて今に残るものと

駿州大宮町
角田氏蔵
絵馬の物
頭より
尾先迄
一尺

信州上丸子
両部神社
絵馬

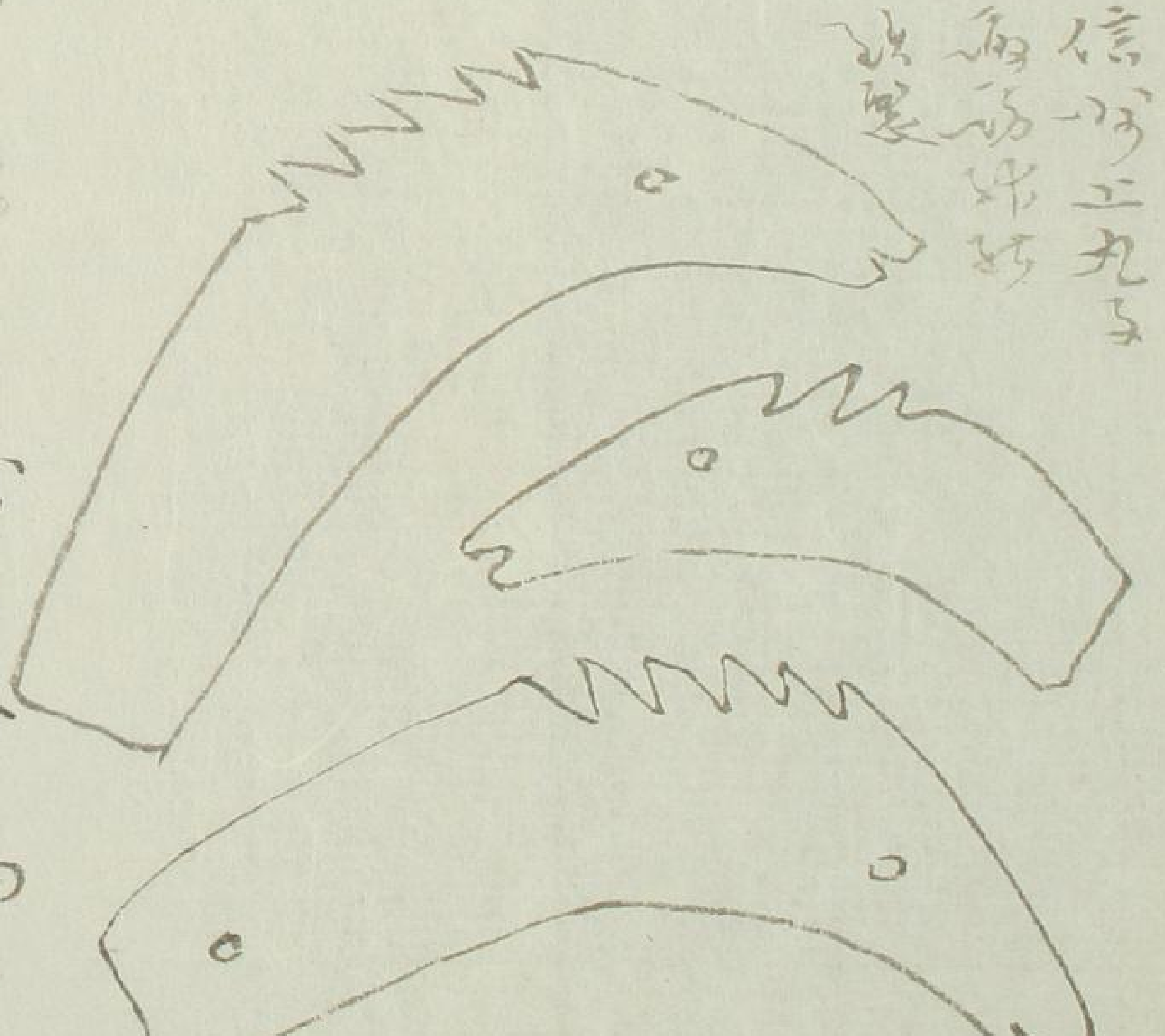

馬形を切りぬきたるものと思はる
奥州三春の駒 三戸の駒
常州土浦土産
土浦の馬カメツク馬と称するもの
尾張の七観音

其の馬首の形は土鈴のやうなるものへ納る土馬の如きものなり
数々にて過ぎし頃の作物なるべし されどものなり
画にかはりし板の上の絵のうへにあらはれ木にかはりしにや
古く絵に記されてあれど絵馬のはじめをもとむ 一始めの日の
如き古く廃せしなるべし [illegible] 一つの例かと思はるるが
又今の [illegible] 井荻村王田九月二十日荒神様
[illegible] 絵馬七枚を納むる所にて [illegible] 神社に奉納
蔵をとめ [illegible] 同して板を [illegible] 一間七枚を同し
このなかに 前期荒神様にお雲 [illegible] 出るの [illegible]
絵の馬にて荒神様は七騎いますゆゑ 七馬を備へ申
とて 乗騎の祭典に [illegible] 馬の絵の如く 絵馬の遺風

かと思はる
書籍にしるされしものにて其奉には高田與清が以呂波字類
記巻三に引かれし文あり 本朝文粋十三の巻なる於絵馬
載二の巻に載 於大江匡衡於北野天神供御幣并種々
物ノ文に色紙絵馬三疋とあり 大日本国法華験記下巻紀伊
国牟婁郡道祖神の條に以次ノ怪今彼見 樹下ニ有道祖
神像 朽ノ故経多年歳 前有男形 無有女形 前有板絵
馬ニ前足破損 所ヲ見テ 絵馬足損ニ以糸綴補 道祖本所平
云云ノ舊物年奉 今昔物語十三の巻 以蒐居に道祖ノ形ヲ造
タル有リ 其形ノ舊リ朽テ多ノ年ヲ経タリト見エ 男ノ形ノミ有
テ女ノ形ハ無シ 前ニ板ニ書タル絵馬有リ 足ノ所破レタリ 道祖
ヲ見テ 怠ルハ此道祖ノ云ケル也ケリト思ツテ 弥ヨ奇異ニ思テ 其絵馬

ノ足ノ所破タルヲ糸ヲ以テ綴テ本ノ如ク置クトアリ 宣胤卿記永正十七
年十一月九日の條に明日多賀社参詣云云 南向御使衛門佐
宣秀同伴 下ル 絵馬二枚進云云中略 馬ならぬ絵馬を奉る
られしは太平記廿九の巻 阿保秋山河原軍の條に 其比霊仏霊
社ノ御手向扇團扇ノバサラ絵にも 阿保秋山が河原軍トテ書
せぬ文はなかりしとあれば その比よりかくれなかりしを以て
知るべし 文禄 慶長 寛明 [illegible]の 絵馬 弘仁年中
に寛弘年中 其他の文にも絵馬されしものの 絵馬の年
代は大略年次以前よりのことなりし 文馬なる絵馬の例
として引証されし 太平記は 文保年中より前の年間の事を記
述したる年以前より 無類の絵馬なりしなり
祭典に奉献にも 用ゐし流れは各国とも京都も古風を其まゝに

次にこのまゝ絵馬の如きものにして古代のまゝ今に存
因の信仰を以て行はれあるものあれは年代を遡りて
しかる信仰を絵馬に対しかるものありて種々になり居る也
これらを大別して二つ数を試みんに
(一) 元来の意味は命に神仏乗馬の意なりしもの
(二) 馬を画くも馬の守護を祈願するなりしものにて馬頭観音
へ絵馬を持行きて祈祷を頼みそれを持帰りて馬小屋に掛置
き馬疫を免かるを信仰するもの武蔵北足立郡上尾村妙安寺の
馬頭観音の絵馬の如き三河豊橋在小坂井観音（一説猿投）
堂の絵馬の如き
(三) 祈願する神仏をあらはす馬の代りにて像を画くの類にて不動尊（不動
の像を画きし絵は又其の守本尊の像（守本尊の像の絵馬
地蔵尊）
地蔵菩薩の像を画きしを納める類にしてあり其中に地蔵
菩薩の本願経を地蔵尊の像を画きて又は像を書きたるもの書き
切像として掲げられてあれは地蔵尊は何事にても此の神仏は
何んの意なるか
此の事は東京府中の道の辺に地蔵尊の祠を立てる事あり虫歯か盗人か山の稲荷の類を中と同しなるへし
(四) 神仏の使者と信せらるる動物を画きその神仏に献ずる類にて
八幡宮へ鳩、稲荷へ狐、荒神へ鶏、三峯山へ狼、鞍馬山へ
白蛇、庚申へ猿の類の絵馬を納む
(五) 神仏の持物を画きたるもの不動尊へ剣
(六) 十二支を画きたるものにてこれは祈願者の生れ年の十二支を納むる
ものにして子歳生れの者は子を画き寅歳生れの者は虎の
画のなきを納むる類の額
(七) 誓文を描きて祈るもので二十年間禁酒又はこれより女房

習字をせむとする者が無筆にて勝負事を絶つことを誓ひ京田と
賽を（錠を描きし）画に禁酒を誓ひて盃（錠を描きし）繪馬を
納むる類の願を献る若は神に其の好物を三宝の上の刀絵をも
一生禁止する故と祈願成就させ給へと命懸けるものなり
(八)祈請成就の目的を前以て繪馬に画きてこれを納めて
祈るのにて住吉神社へ奥州の尉姥の繪馬を納め
借金の類は力量の如き類にて角力の繪馬を武蔵青
梅在日高知国神社へ納め牛の疫を免かるゝ為め牛を画
きしての如安房国石堂寺及同國金福寺の
觀音へ納める等の類の繪馬は祈る所的を前以て画きし
を納め居りて繪ふの類なり
(九)祈願叶ひし時謝恩の為め額にしものを繪馬に画きて納む

類にて吉原遊女の繪馬に身を寄せる人の念として兵庫國入湯
して居る國月代して兵庫國等の如きを描きたる全快を喜びて
子供の囲碁嫁いるとが好きに描きし感謝し文覚寺四方の等
師仏へ女の江戸の絵を納め居る板物縁ありて描きし物
を向けて合せたる画あるを一類なり
(十)神仏の路説縁起を描きし縁起あるの絵を画きに納める類
彦根あたり中に薬師仏を描きて出現せしとてより蛸を画きて
吾龍之人が雷神を描きし事より電光を画きし繪馬を納むる類
(十一)神仏名所の縁起より牛込の草刈薬師（草薙鎌を龍
を画きし繪馬を納むる鯖の繪を納め足利の判官
明神へ手の画を描きし絵を納むる類
(十二)一般に心願謝恩の為にするものなるが繪馬自から様る

神佛の威力を高け守護を為すものを信仰され戸口に
繪馬を掲くるもあり之は守り繪馬といふ
數々また武者好み器具絹花の繪馬を奉りて畑へ
立て置かば畑盗人の害なしと信せられ上總東金地方の
牛頭天王の牛の繪馬は戸口にかけて悪疫を免かる
とかや信仰の繪馬の數多く[illegible]
(十三) 紀念と感謝を兼たる數々の繪馬あり靈山名刹へ同行何
無事参詣帰郷を紀念として某一同守りを受しを感謝
する為又狩猟の獲物を画きて納る數あり
千社参納札連の連名額
剣術の師範が木刀の下に門弟の姓名を刻記せしもの
弓術の師範が的を附着し其下に姓名を刻記せしもの

砲術家角的を打着しもの
和算家が術式の問を記しもの
和歌發句の連歌
芝居座主が贔屓役者千秋楽の後ち納しもの
角力の選手が取組を納めしもの
書画家の手腕を示しもの
左官石工金工などがそれぞれ職業上の材料を以て製作せしもの
營業の繁昌を祈れる神佛の加護を崇敬して謝する意を記しもの
紀念物として信者人の間につく額堂に掲げてある數
多くあり　又神樂をうちし連名又金何円を納めし連名額等あり
石屋などの數をも記しつけたるもの數あり
(十四) 錢額これは俵帳の如く金何円を奉納する際に

其余は錦にて造りて其に大五寸の額面を作り納むものにて
近年現存る錦絵なしといへども数ヶの額を見ることを得たるか
紙額絵等は開帳場にて商売せしものにて浅草観音開帳
の時に中見世を構へ金龍山の三字を天保度の絵を見せて
作りし大額出来しと聞く 数の額は一枚のものにて
開帳中に於て使用するものあまる希なるか金刀比羅山の
額に絹本には九尾の狐を造り大額出るといふもの
しものの壮観を呈せり
（遠）十五代表的絵馬といへば亦数多く一は寛政の納めたる額面
に画きし又は其他の形を小さくしたるものにて描き納め数々まで
金の高価の作りに小さき錦の高価を額に描きたり [illegible]

の形を鑑賞まで作りの時代に到り金銀箔など施されたる小さく金
物製品にして描きて絵馬数ある筑前櫛田神社の絵馬山車の額と数々と
以上十五種は大なるの高数なるが此等の混交せしあり種々
錯雑せしもあり要するに絵馬は踊題時代より変化
して現今の如く錯雑のものをなすに至りしもの也
絵馬の材料は紙板金物石布陶器のものあり
紙の外に似せし井桁或は蒔絵の絵馬の如きは珍しく其物を画きし
し紙のものあるを見たるあり 此の如き寺を要す 梅とかの他の名物
の其時代に納むる画馬には数々なり 材料は板木を彫刻せしもの
ありてこれを彫りて描きたれども 張りて貼りて極めて麗しき亭
その板木を一覧して其趣意とは其の高なり 梅徳田 記し置けり

栃木縣村郡の繪馬

豊多摩郡井荻村荒神
為へ献する絵馬にて頭に竹
を刻して掛けみあり同の七枚は
七疋の馬に…して奉るもの
信仰ありて…を借り
…紙を竹に七枚ほどさげるもの

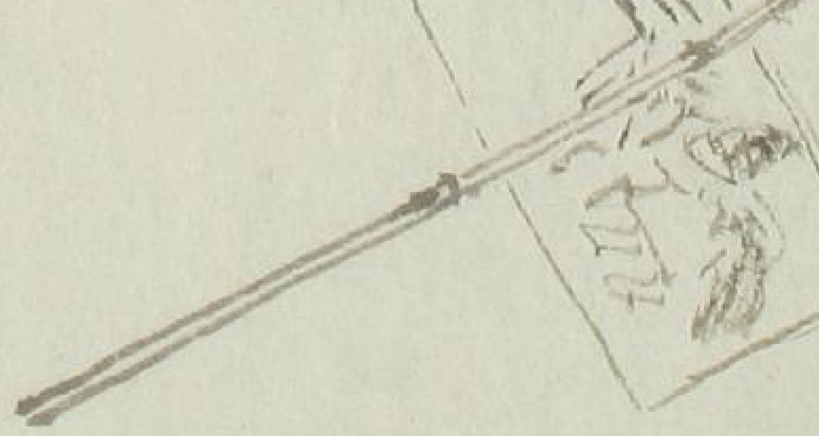

石工左衛門が世の行を示すため作り納めしものありこれは
すべて陶器の絵馬なり馬あり色に染めなどありて見るもの感ずる
絵馬の形合せては銘同桃染は京閣にて造られしありて形又
特に迄て絶えて無りけり 屋背形と一方形とより組立てなし この絵馬表に
されしもあり元来馬を飾るにつねにかかる形の趣きと思はるれが 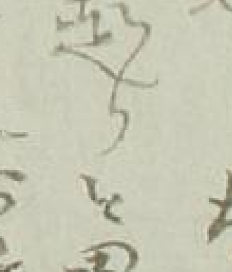 が
始めのものなるらん茶屋世の方の絵なるこのものは二文絵馬の跡あり
東京にては慶長の画馬をはじめ東京旧家に縁起
二筋に慶長の年号あるもあり 内一枚は丑年
開帳見物
奉納と書しは宝暦以後年号のいるものの春に
書しあり

大正三年十二月廿九日記

元和の柄鏡

一柄鏡は古く
又此年に
出来て
作らせられ
この
鏡ある
あり
此の手は
柄鏡と
円形の
このあたり
一鏡子ありべし

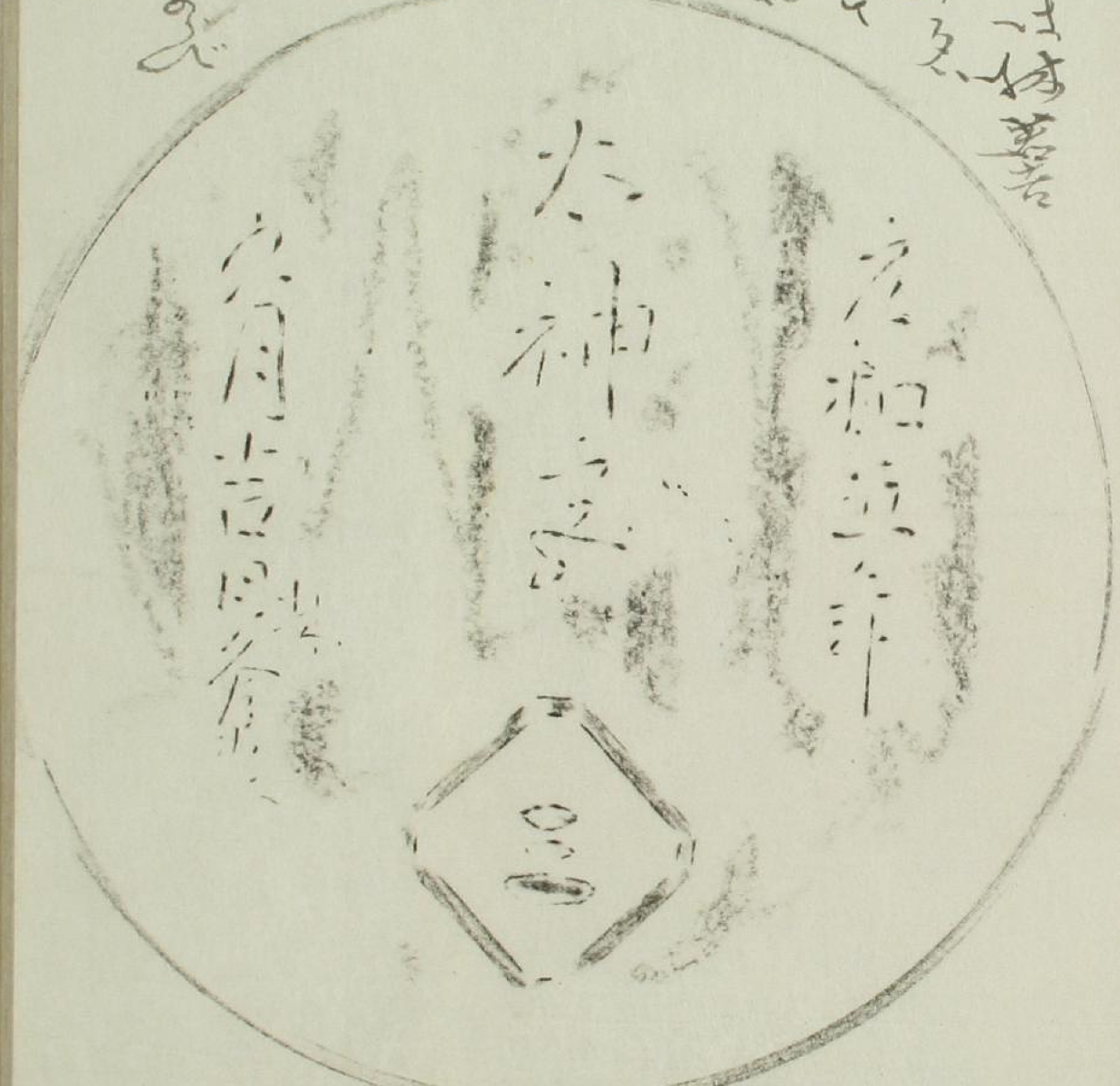

江戸時代より今に至る迄社寺御守の類のもの

安政五年午三月水戸藩士石川某の江戸浅草にて[illegible]禁せられ候
[illegible]江都鋳造（[illegible]）の萬[illegible]より（江戸[illegible]
の[illegible]愛宕の三[illegible]之[illegible]本社[illegible]
[illegible]社[illegible]三[illegible]
安政五年より今年七年愛宕は旧観[illegible]王を[illegible]
のみ[illegible]今[illegible]江戸[illegible]の[illegible]一社[illegible]ものの
前記二社の外根津[illegible]谷の[illegible]二社の
東照宮[illegible]の三社[illegible]あるか[illegible]萬[illegible]の[illegible]
[illegible]江戸[illegible]の[illegible]御[illegible]の[illegible]
[illegible]御[illegible]の[illegible]ものは浅草寺と
護国寺目黒不動[illegible]等

銭譜二枚
摺形

三村竹清氏贈[illegible]銭二枚

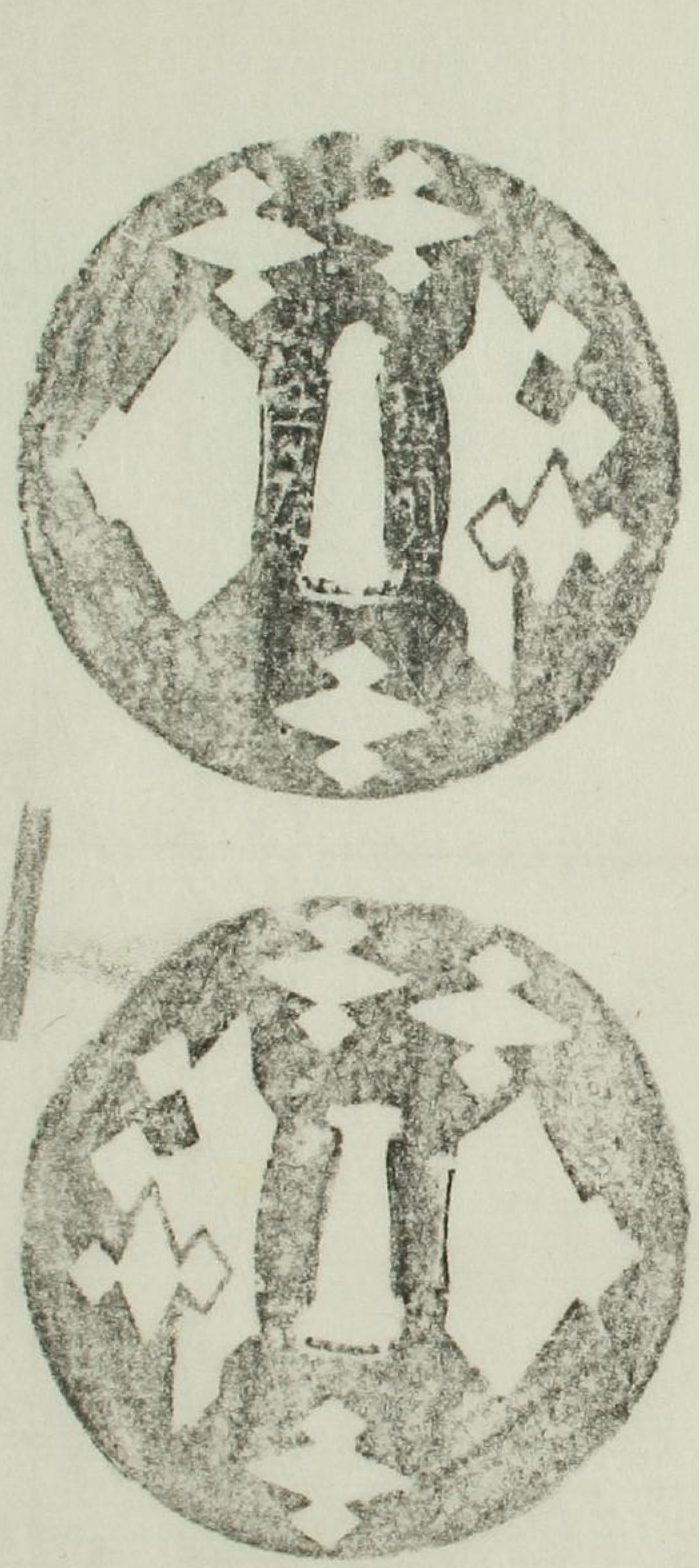

初世広重の肖像

横濱弥生町に居住せる所に及太く二代広重の画風は始

まれること勿しと明治卅四四世広重菊池写呼初世の肖

像を画かせられたり其画は菊池容斎の法にて寫す初年に

遊べる初世の肖像は豊国の画なし此さより二代の人にあらず

絵を豊国の画は美化しある此肖像にてそのころまでとどめ

と然して菊池容斎の羽織は二代広重の羽織は相撲の人まで

見る家紋の羽織は見せず形の吾か紋の色知

肩の肌を覗り衣服の前の合せ方たからず何事まで法

の如は左右の手を出すあるは惜しあるしと以て胸の類まり

しめと青しく見えなりしと許なりし法ありと云ふ

よろしく

子洞の宅也

村田子洞の旧宅は金龍山浅草寺のほとり三ヶ寺門ヨ金蔵

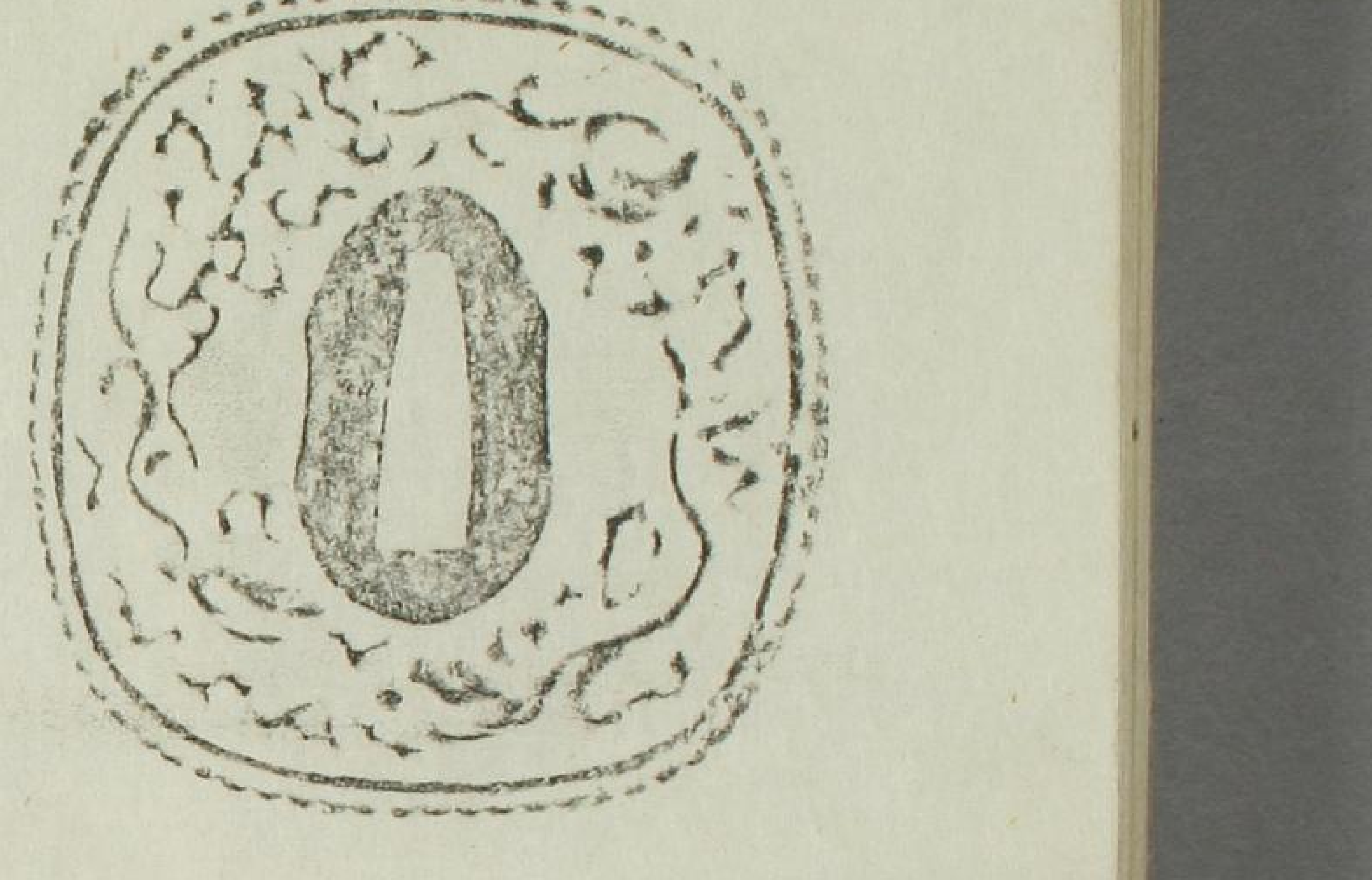

檀山の死去年月

謂と云ふ寺中の地に長屋あり長屋二軒立つゞきにわかれて
一印結せつれ云ふ所あり と云ふ
年魚かきの名人檀(ダン)山ハ上州の人なりか村に移り泉
込いなり名ハ進字子章 光定といふ 安永七年七月廿
八十九才にて歿せり

鉢坊主の寺號

近松の釈迦如来誕生会中にも記の事を云ふこと
の松(ハッチ)坊(ボーズ)主とあり僧侶托鉢に出る時持つ鉢より云ふ
鉢坊主ハ托鉢僧なり托鉢する事をハチヒラキと云ふと
三田村玄龍氏云ふ

安房のカンニ塚

安房国小湊寺誕生寺の後の山に塚ありカンノミ塚と称せり觀

玩具の事を記せし書

音見塚と書けと外の意味ありやと思ふ
玩具の事を記せし書籍ハ喜多村筠庭翁の守貞漫稿の五六冊
の中に載せしが近比山東京伝の骨董集まで天保鞄村翁
玩具の話と題せる詳説一冊玩具図録をも記したるを本
となせり

中経学者の極解

中経学宮(ミヤタケ)館村に極楽寺極楽の文中別本に記る
と此地の人木村にて記す

家具の名解

翻解(?)の名の家具の解
極楽機(人竹にてあみ来ます)

節笊(みご笊なり)

鼎飯匂(杓子のたぐひ(?)をいふ)
陽明草圖扇(かまの図なり)

家紋の謎子

家紋を階るに付ては敬神盛なるが家紋の称ハ登り

湯島天神の詞
書並に御神楽堂
同及荒宮幼名
刻しありとの説

諸るとふと思ふの古言なりとて見る[illegible]
湯島天神正面の唐金鳥居は創建以来[illegible]
鳥居ありたる事は同形なるが[illegible]

寛文七年未九月建
同十一年　御
寶暦十一年　御
文化六年二月　〃
文政六年二月　〃
安政二年十月　〃
明治廿五年十二月　〃

其後の鳥居の人名刻しあり荒宮の幼名あり
名もありとて[illegible]御造の年月及鑄工の名あり

寛文七年　施主
甲戌之歳　男士
九月廿五日　敬白

向て左の鳥居柱に如く刻しあり
男士は男子ならんがかく刻し

恵恵ある[illegible]

湯島天神鳥居に荒宮の幼名刻しあるを俳諧寄書評書と題せし（活字袖珍本）中に見られ古事記神偶路に記し三面なども
寳是せられし[illegible]それが左柱に久馬之助と刻しあれ
あるを太柱に松島久馬之助とあるは別人なること[illegible]
[illegible]あれが[illegible]其形のみならず同是別人なるや
[illegible]お七なるはありしが七と云ふ女の入るもの
娘の鳥居に[illegible]あれが[illegible]同名別人なるん
[illegible]徳基翁ん[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]近比の[illegible]恵恵女の[illegible]
[illegible]の[illegible]そのと[illegible]
[illegible]様はお馬[illegible]はおひろい（これは[illegible]し恵恵[illegible]）
月[illegible]は笄[illegible]（同[illegible]）

上方と江戸の犬皮

所饅頭も命拾ひするかも（大阪饅頭が命拾ひする饅頭なり つかえ食ひの悪なり 饅頭屋の呼び声の手拍子なるものと）
雪ちんの膝で手を洗ひ
皆ありしが忘れたり

三弦の浮世床は歌女が犬の口と世の気を唱ふ 男は上方を通つて皮の性が猫いから[illegible]と犬皮の三味線に張る 江戸の犬皮は猫と皮の如くを 東より猫に似たる三味線の皮へ向いしに其皮の[illegible] 上方の皮は皆一粒づつ張り上げて年経て皮の[illegible]を[illegible]皮の[illegible]をなし 江戸のは皮に[illegible]のみなる[illegible]色艶を帯び[illegible]風なるは ぬけぬ猫なく[illegible]ふる[illegible]の性まであるか 江戸皮は年を経ると音響[illegible]と上方皮は[illegible]張り強く音響[illegible]なりと 上方[illegible]の[illegible] 東京 上方のが猫[illegible]の[illegible]と江戸皮の性理を[illegible]

ばつかけ

十二支を動物に
画馬

宝暦六丙子年の頃 風俗を絵説の戯画の名く 茶漬飯にばつかけのけ豆腐となるといふの類あり ばつかけとは[illegible] 刺身の如く肉を細切りにし[illegible]ばつかけ 食するの[illegible] 魚肉を細かく切りて[illegible] 又 三弦心の浮世風呂に[illegible] 絡めて食するばつかけと云ふなり

亀戸天神の額堂には[illegible]額あり[illegible]
十二支を一動物に画きたる額あり 年號を画工
を[illegible] 動物は頭は子を耳は卯を鼻は[illegible]を画き[illegible]
丑とし 眼を寅とし未とし 前足の一つを酉とし一つを申とし その
上に[illegible]を画き龍とし後足の一つを犬とし一つを[illegible]とし[illegible]
尻は馬は[illegible]を鞍として表し尾を[illegible]
なる[illegible]を表せりて 蛇を尾とせしで 猪を[illegible]を[illegible]

嵯峨天龍寺庭の板碑

亜細亜人の號

前なる[illegible]年[illegible]弘安[illegible]の碑で[illegible]文永庭の板碑あり　その[illegible]釈迦檀の蓮座であって下に承仁[illegible]年[illegible]月日と[illegible]碑[illegible]を精[illegible]その[illegible]あり[illegible]の碑は工部[illegible]元二年八月日の[illegible]阿弥陀檀[illegible]の断片であり

[illegible]古納[illegible]亜細亜人と[illegible]あり　亜細亜人なる[illegible]人なる[illegible]と[illegible]　又[illegible]三[illegible]の[illegible][illegible]亜細亜人なる印章を用ゐし[illegible]大槻茂[illegible]亜細亜人[illegible]交識として[亜細亜人][illegible]の下にあり　二人ある[illegible]翁[illegible]と同じく亜細亜人と[illegible]押しあり[illegible]者[illegible]人[illegible]詳かならねど[illegible]の[illegible]カイカラなる[illegible]なる名[illegible]を見め

乃木東郷両将のせんべい摺形

乃木東郷両将 せんべい 東京製

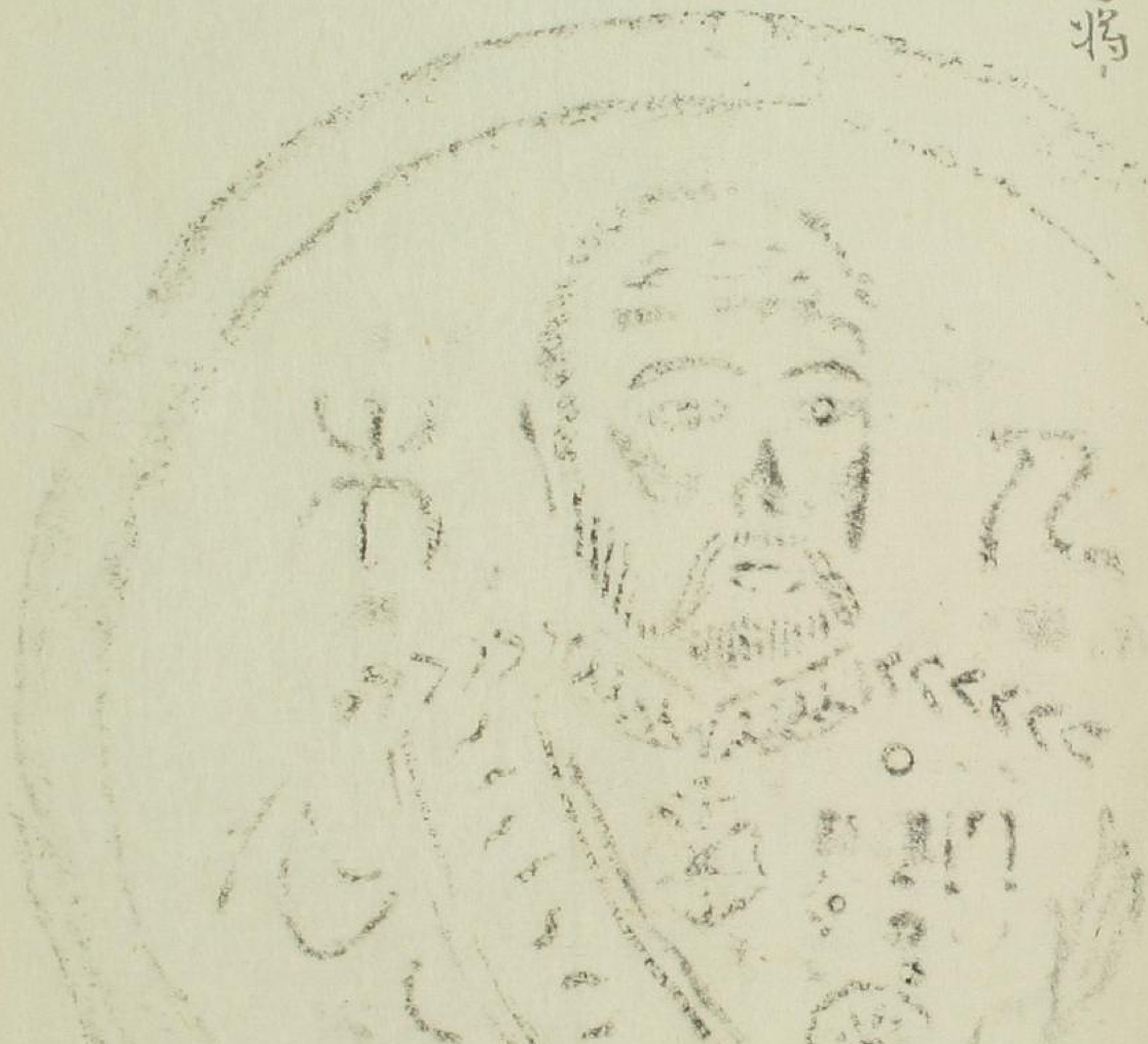

鶴岡也寿方のせんべい以摺形

羽前鶴岡也寿方投せん

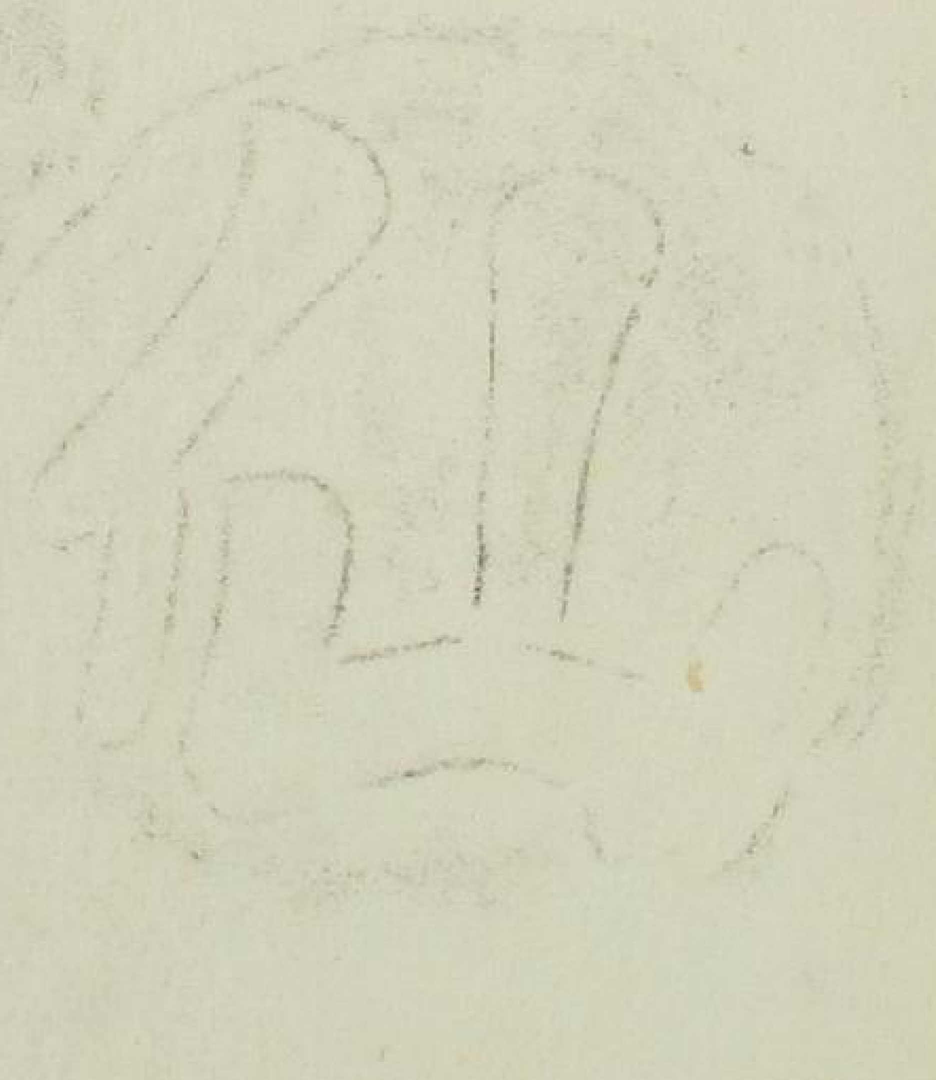

白牡丹

和漢諸職図絵に曰く　宋の世に白牡丹といふ女ありて
よをわたるすぎはひとせしが後に身を慎みて死せるを
埋みし所に白牡丹を生じたりとぞ　今は盛んなる
白牡丹なる白粉あれどかゝる由来あることをしらずして
盛んなりしは南伊し

挑灯の種類

挑灯は十二あり

箱でうちん	長でうちん	ぶらでうちん
馬でうちん	小田原でうちん	岐阜でうちん	納めでうちん
手でうちん	弓張でうちん	わらづてでうちん	大でうちん
丸でうちん		

提灯の沿革

燈籠の中に挑灯にて家にもちせし箱提灯は今見ることを得
宝暦二年の当世下手談義にありとも先をたちし数なり

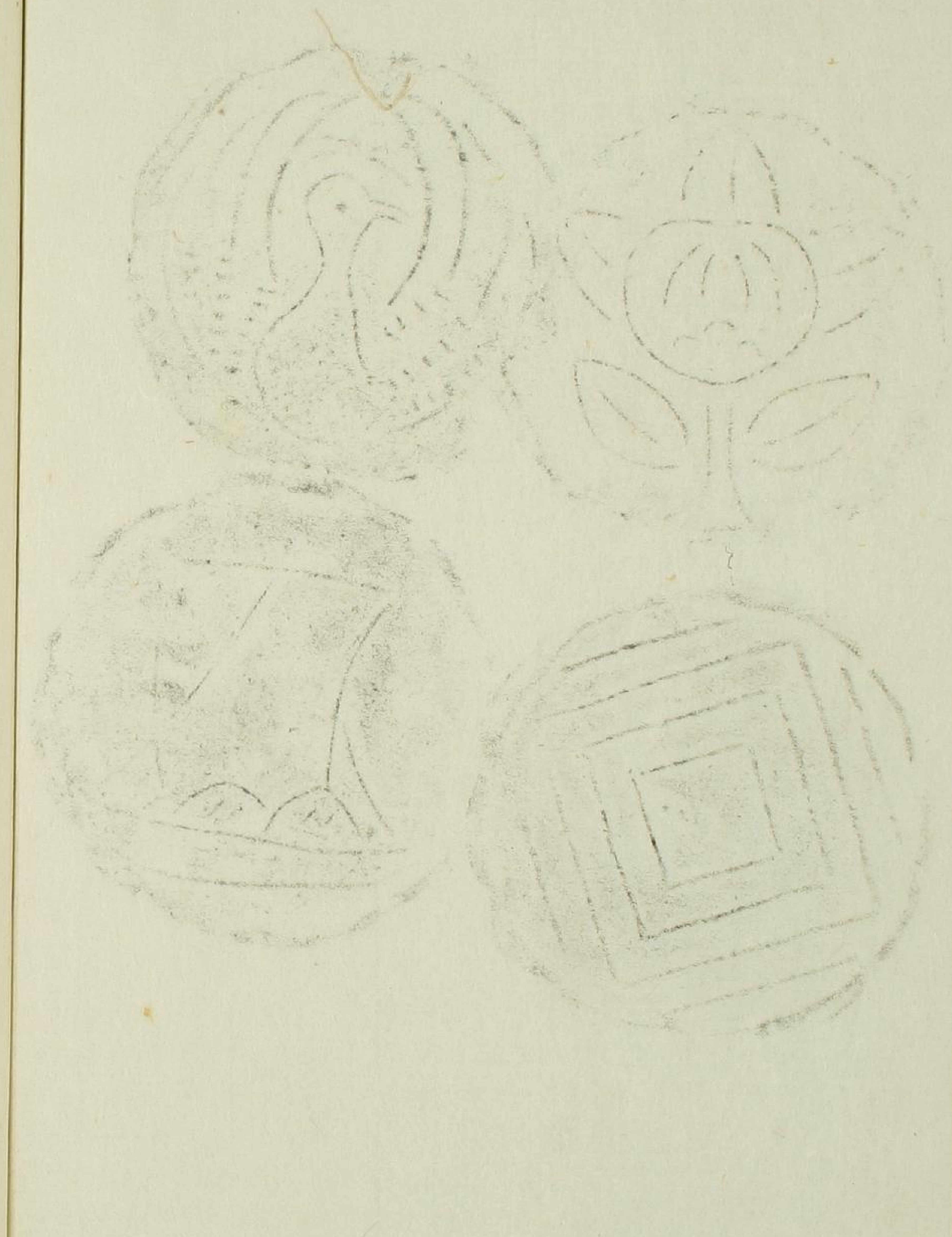

長が石下谷通にあり

「湯川のかたき討り成家の手跡」は去年より文と画とを併せて
あとは拾四枚を描きて苦労を形りぬとあり 大正四年の春に再
[illegible]せし越中[illegible]鐵一鐵を[illegible]面あまりなりしか今はかかる[illegible]
[illegible]鐵を[illegible]
去りし京[illegible]足[illegible]作[illegible]右[illegible]前帳[illegible]江戸言として
下谷[illegible]の[illegible]にある由（下谷[illegible]）元来から[illegible]の[illegible]江戸へ
持て来たのは右は大坂から[illegible]運びしことあらし

京太郎丹波太郎

京太郎は京の方より来て[illegible]の方[illegible]白雲の[illegible]の
雲の[illegible]の[illegible]を[illegible]京より[illegible]の[illegible]まで京太郎といふ[illegible]と
丹波より[illegible]見ゆる雲を丹波太郎といふ[illegible]
坂東太郎を川[illegible]のと同じく大[illegible]京太京と
[illegible]

湖龍斎及哥麿の画にみえたるかんざし

大坂ならでは無い[illegible]お極せる浮世絵師百家美人画讃所載

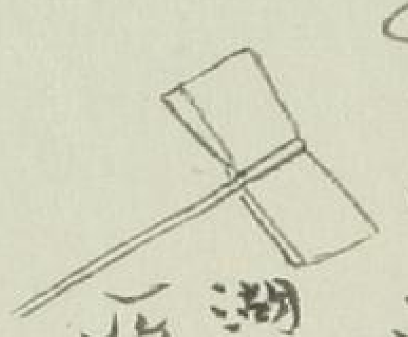
湖龍斎
一枚摺長絵

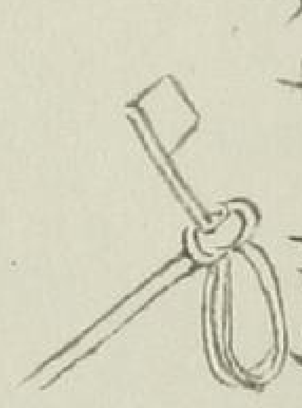
哥麿画

美人のさしたるかんざし
湖龍斎のは封文か哥麿のは総結手無時代松葉かんざしの
流行せし比の物也 松葉形のさし 流行

現今かんざしの耳かき

大正三四年比のかんざしの耳かき珠より下まで五分あまり無き
しの類から[illegible]のを[illegible]かれが耳かきの用にはならぬを
なるらん
天明四年大坂の画師[illegible]山人藝窓集
[illegible]湖徳 師多陽 画是

[illegible]

椴楊氏附箋

近命の下に名の一字脱せしならん 生の生家に冨
山人の狂歌狂詩の六曲屏風一双あり 其中に有之
○前句 満ト三トノ間ニ豊ノ字ヲ脱セラル

虎が石下谷にあり

「濁りのなか当り武家の手踊」は去年より女と直せ江戸
あせ粉白粉[illegible]は若紫をと取りぬとあり 大正四五年の春[illegible]
踊は越え一銭一銭と云ひ[illegible]あまりなりしか今はかかる[illegible]
女踊[illegible]ある[illegible]
さては虎が石之をいはれ虎が石と前帳拔に江戸名所として
下谷也の寺にある由（下谷[illegible]）元来からその石の由[illegible]江戸へ
持て来たのは石を大坂からわざわざ運びしものなりし

京太郎丹波太郎

京太郎は京の方より出て丹の方へ向ふ白雲の夕立の
雲の峰の形なる[illegible]京より[illegible]京太郎と云ふ[illegible]と
丹波より見ゆる雲を丹波太郎とよぶ
坂東太郎を川をかふ[illegible]のと同じく火事を京太郎と
なづけり

湖龍斎及哥麿の画を見てかんざし

大坂なりより[illegible]浮世絵師高家美人画譜一冊
美人のさし
たるかんざし

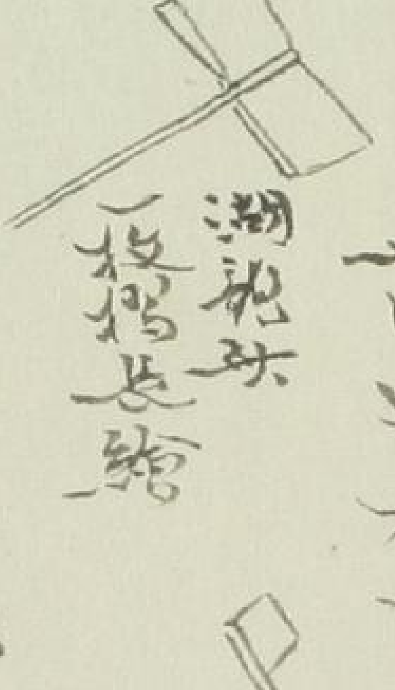

湖龍斎
一枚摺より

哥麿画

湖龍斎のは耳かきか高麿のは縁結手[illegible]代松葉かんざしの
[illegible]より[illegible]松葉形のさしたる

現今かんざしの耳かき

大正三四年比のかんざしの耳かき珠よりあるを五分あまり
しの頭かきものをなりかれが耳かきの用にはならぬなど
なるらん

阿かめ[illegible]

天明四年大坂の画師（ダンナ）山人藝苑集に
題阿福面
美女不如醜女情 莫嫫二満三年 阿亀阿徳阿多福盡是
良[illegible]延命

江戸にありし石敢當の建てられし年代

お徳が悉が之碑の跡あしなり　今は於徳の名は忘れ去られ

江戸吹上二丁目角菊原某氏の邸内の[illegible]石敢當の[illegible]まで刻しありし[illegible]が[illegible]石敢當の文字を刻しなし[illegible]慶應三年十二月石敢當の文字を刻しな[illegible]

四谷三光町の一昇軒

昇軒[illegible]四谷[illegible]二百坪[illegible]の地面を[illegible]なし[illegible]しと[illegible]のみ地の奥の[illegible]大穴を[illegible]中川徳基[illegible]

菜の花の美しき

菜穴に光が[illegible]下して光を[illegible]中川徳基[illegible]菜の花の[illegible]大[illegible]菜の花の[illegible]

燈を納る奥

名古屋七ッ寺縁日に燈を納め祈願する多く[illegible]の燈[illegible]と東京の[illegible]特別に燈を納め[illegible]

雷を盗むの諺

[illegible]の諺に(ストーンマイ リンダタ 私の雷を盗む)と云ふあり[illegible]

くり抜き納め地蔵
ほつとり考

此説くとせしは先の解せしはこまれてしまふて此句をしかなすこと
あさ說れたるをしりおれ聴集せあるを言はせんとせし
と云はれしをなくてなふをそ
か笑ふ金沢の觀音堂境内の地蔵尊へ抜き縄を納るを
ありと京のなと江戸なに寺抜の前の地蔵尊へくり抜
納て祈願する者多くあり

正徳三巳春武州豊嶋郡古出住佐者譯莽新と集せ
ある吉原七福神を題せる網見於て
「初篇　ゆしかおしうち
おりとりての乃ちな物とは両家にかす風俗誓帶まけたか」
とある然るに前記の　とあり

古銭ます見え錢の解

寛永廿年出版の長頭丸の俳書「あふらかす」
にある娘しやな餅いまふ
不念せし時分は去年か元をさし
去年までなかりし錢をつなぎとめ
同廿年初春出版「新増犬筑波集」一名「淀川」長頭
丸の俳諧をあつめたものに
さびしくもありさびしくもあらせ
よきつまふ家のいほりに錢持て
みこのはしとは珠数でならせ
みこ錢とて大なる鳥目珠数になり
右の両書に記しある錢に就て考ふるに前記の去年

近ごろかはし銭をつかみきらめ　とこいは寛永十三年鋳銭の
銭をこそと思はれけれ白は寛永十三年の作なるべし
後書の「みこ銭とて大なる鳥目珠数いなりし」の解にみこ
長崎丸がつけし文字ゆれを解し得たる文なり　みこ銭
とふ他に見当らず　神子銭とは神子が持つ銭
を珠数の如くさし（通し）てもて持しものと見えたり
本文の解なる大なる鳥目珠数とこそ云へば銭の大なるのに
あらず通穴に糸の珠をさし通して珠数とこそ思へば一文銭大の
そのまゝ銭をつなぎし珠数と云ふ思ひもよらぬ
寛永通宝一文銭の外に支那の大銭などをつなぎしものとや
大なる珠数玉の如き鳥目をつなぎしものを解せしなり

大正四ノ二十九

三の松の代りに
たてる樹木

敏通神社へ
食物を食はす
画馬を納む

西岡天神の枯枝
その他枯木

箱根権現には正月に鏡を飾らず松の代りに常盤木の
枝を門に立てると云ふ
箱根権現は松を嫌ひ給ふ故元に松樹を禁じ
御三島にも然しに御中辺其の上には松なく松樹を
見ざりし
紀州熊野辺にては正月門松の代りに「あせび」を飾ると
きく
奈良二月堂中に敏通神社と云ふありて二子神
に饗の扉を祈願し絵馬を納めて食事をなし分る
家の画を向けたるを納むると好都合とききく
天正四年二月十五日大久保西岡天神社境内を通りしに
松人多く群集して大杉何れも二抱え程の枯木三四本

神社の紋

此松木と称せり近年東京の松樹何れも枯れ大木とて
寺院にある王子稲荷の神木も伐られ此地公園
内の二本松の如きも枯れたり四谷鮫ヶ橋寺町の南谷寺
墓地の鶴亀の樅の如き何れも枯れ称せり松もみの大樹
も東京及び近くて見ることを希なるに至らんと惜しむべきことなり
神社の紋 山王は巴 神田は左巴となし
花又村の鷲大明神の紋は日の丸の扇面 四谷須賀神社
内の鳥大明神の紋は龍頭の兜なり
下谷坂本三島明神の紋は隅切り形に三つの字なり
根津神社のは卍字の円形にありその
王子の巴稲荷の宝珠玉 天満宮の梅鉢等種々あるべし

玉祖神社の木印と其の伝説

河内国中河内郡玉祖（タマオヤ）神社には古来より伝はる木印は
承和年間のものと共に古く
其宝珠印玉祖と云へる宝珠
形の印にて近年作りかへたる
説もなきにしもあらずと思はる

此神社の旧き此を高安と云ふ伝説あり昔此地の
美人に通ひて通ひ路の宮に婚姻ありし
て契りけりと云ふ
故例の如く筒井筒の
女男うち遊びせしかと思ふ

諸家の説[illegible]其の字と家の説を[illegible]
より茶[illegible]盛らずして定[illegible]
あまりに諸家の[illegible]
[illegible]
にてる[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
のものとして[illegible]
[illegible]
[illegible]

古銭偽造用の木彫範

木彫範 原物何れにうちき 桜木に刻したる ものにて これらは 範として 偽造銭を 鋳しもの ほそ何れも所々[illegible]

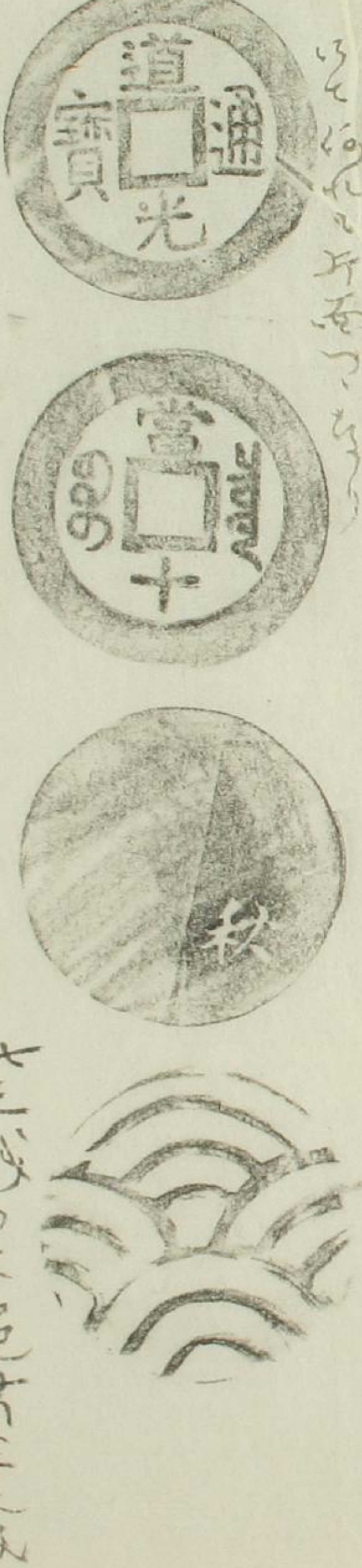

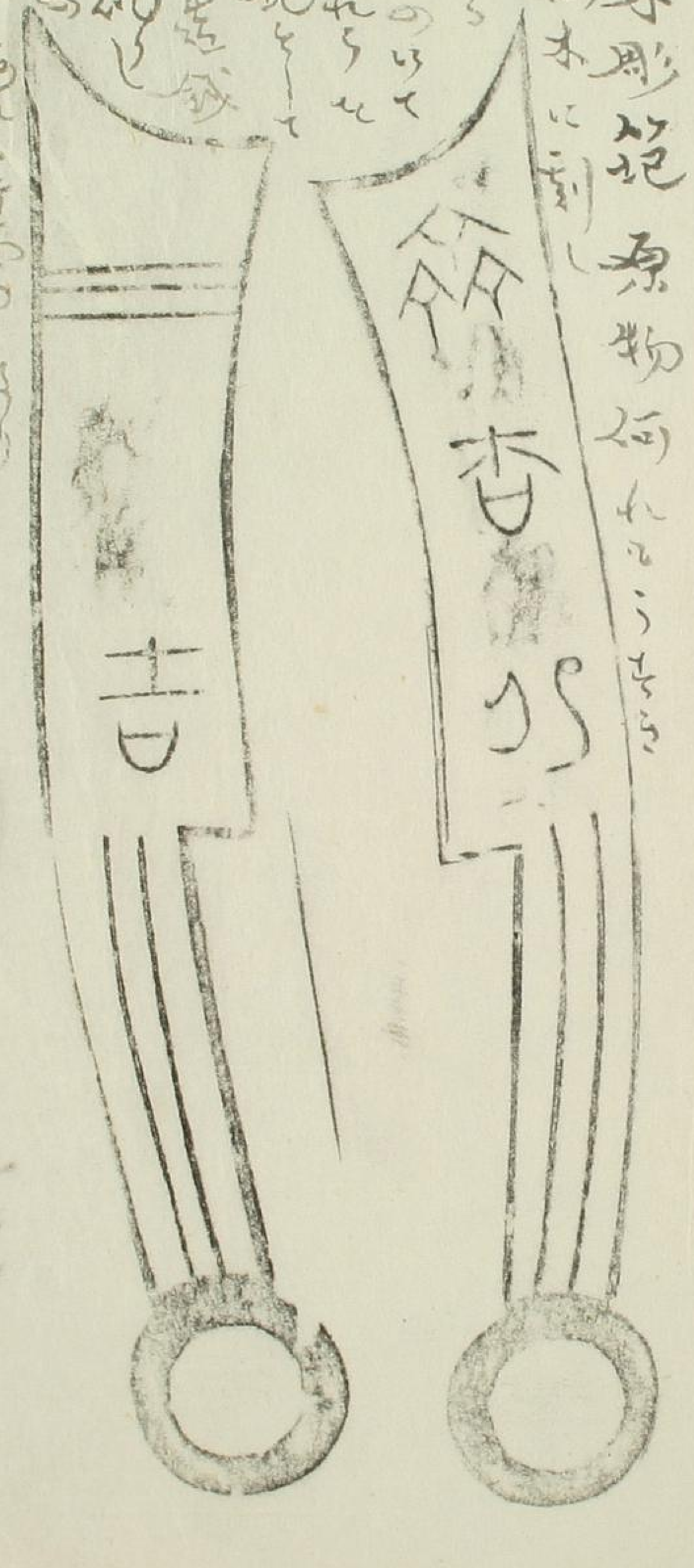

二十三 銭の木範 [illegible]井氏蔵

土地に関せる
大坂の洒落詞

土地に関する洒落詞ハ江戸時代に多くあり然れ共大坂の
洒落詞ハそれぞれの名の上に釼がミめの吉祥寺の
類まで多くあれど此地のハ少なからずして以下大坂郊外
左専道に住する親属あつての話で無地ハ不動尊あり
以前ハ盛んなる所なりしが今ハ寂しく荒れたる
堂なり大坂の古き洒落詞を付けて「以一ハ左専道の不動尊也」と
云ふ今日に残りと江戸時代の前にせし洒落詞と
同時代のものなるらんと思はる

蝶よ花よと愛で
いつくしむの詞の
意成

蝶よ花よと愛でいつくしむと言葉の意成愛成が蝶
捕へて見んとさらば向ふて花と遊ばんとて遊ぶ
子のなきを愛で育てるとなるらんとそれ

宝暦八年の
流行りの

宝暦八年まゝ流行りもの樹
参えんはからもり羽織袖頭巾鯨の帯に永い腰差
辻々はなんでもかでも十九文見せる竿に三味せんべい
宅当と角兵衛獅々は目より下駄ハきのまゝしに花が三文
ちや茶に子もよると川傘朱塗の樽は花のらんもし
お釈談義梅年中、載りまして三回祝言京流行せし
流行りからもり羽織の流行ちくあつて宝暦に至る流
行せしと見ゆ鯨帯ハ左右向地中地絹その他鯨の肉の如き
見えよりて成る辻々に並んで十九文見せ売りと見ゆやうなる
竿三味線竿からず宅当ハ浪人と称せし芸業（宅当
せ酒をなり角兵衛獅々は踊るもなりし花三文

此ほうのこそか　ちやほし茶　桃るを茶か　其逆の煙これも

花を流らせしを豊め　花かんざし　此ほうのものか

藝が身を助くるの不仕合を云る句也　此巻

藝が身を助くる程の不仕合

これは中村中蔵秀鶴の云ひおせしことと云ひ伝ふなり

錦花翁隆志の句なり

あるかんにんは誰れもするの道歌の作者

勘忍のなるかんにんは誰れもする　ならぬ勘忍するがかんにん

此道歌作人の詠なりしかもしらずありしが三国妙云龍註云ふは

著ハ候の儒者王村北海の詠なる由　北海ハ天明八年二月

七十二歳にて没せし人なり

青森八戸在の里謡

青森の八戸在鮫村巻村辺に唄ふ俚謡あり

さめとみなとの間の孤りしも　二三度だまされた

此地私娼ありたることをいふ　弘前の人木村嘉平と云ふにきく

越後弥彦神社経筒銘

越後弥彦神社社殿近　弥彦古城祇園辺古土経筒古銅

経筒寸のり　周圍一尺四寸一分　高さ七寸一分　其の文字摩滅

賀應二庚丑三月十　　藤原正宗代

如法経供養　　縁文字加部

嘉應は賀應の年號なり　康應二は庚午にして丑ならず

應當のつく年號まで二は庚丑は當るものなし　此の

詮議なるまじ（弥彦神社と國上慈覚に無銘鉄あり）部　それより後考を俟つ

越前丸岡より元禄年間より丸岡丸亀の火を絶さぬ家ありと

越前坂井郡丸岡の一村にては元禄元年丸岡丸亀

より輪りし吟の火を絶やさず　村中まで深く有名なる

しとき近年迄からありしと云ふ　又一丸岡より何

其らし吟の臼の形を　其後のうさぎは形異なり

又釘も丸盤あり
の形のもの[illegible]

真記山数寄
地蔵

て 形ちあり強ものハ 形ありと

觀今吉記山伯夫の正面石地蔵あり これは
元ハ石塔の台座と称し寺にて吉記山の下ニ
地ありて地の中ニ埋ありしを置しを為像なりしと
これハ石塔のかたちあるを称せしハ世尊寺池の[illegible]
形像ニ向ひて石を投げるとその石一度のうちに之の縁
に投げ入れ落ちて一石も不落ものなかりしとぞ
地蔵変化し地を埋め地蔵[illegible]たりしと工部寛永寺の役職
これを今の寺へ遷し 輪王寺数寄地蔵尊と称し小堂ニ安置
したるものと

下野日光神橋の
俗説

下野日光の神橋ニ就て俗説あり昔勝道上人日光
を開かんとて登られ大谷川の辺ニ到りあやまちて渡ずりの
処ニ至られ困しニ大蛇二筋あらはれ渡蛇身をのべて
橋の如くなりけり上人これを渡りて蛇身の跡ニハ山菅生へ
し其ところ山菅の蛇橋と名けられしとぞ 後蛇体を
愛でて上人これを崇めて対岸へ渡られしとこれより
以来神橋の称号を山菅の蛇橋と名け[illegible]山菅を刻
[illegible]て橋板ニ蛇布し蛇鱗をかくせしとぞ
これが為め柳の[illegible]ニ[illegible]そこそこその始め
重なる人々論ふにたらずと

鹿島祭のサイトウ
の太鼓の撥

鹿島神宮祭中サイトヨ(祭頭)と云ふ 三月九日神事
ありと其祭の[illegible]行列の者の太鼓の撥の先が陽形ニ
なり其祭の此用田を[illegible]と

二股大根供へ

原町大同村津加（づか）の弁慶碑の大祭の時二股大根を供へる

事にて其の節(?)より一二股大根を供する嬰(?)観音を

祀(?)と

敬ふ信仰する者二股中丑三つに堂の裏へ廻りて拝むを

すれ(?)参詣の者にて堂の裏に平なる石ありてそれにひざ

まづき拝する者多くありと

コツリ神

尾(?)にコツリ神とて股中足音を立てずに参りを致す

あり其の信仰者ありて足音を立てずに詣で(?)静(?)かに

参ると云ふ

武(?)越前丸同村の二又(?)も(?)弁天の祠の祭り(?)に

語(?)方(?)文より同村二股大根を供ふる(?)

大根の本(?)道の縁より(?)参りを思ひて大根を供する(?)とそ(?)

まどころある(?)股に関する俗謡も(?)従ひあれども数多

八丈の里謡

「前八丈島より帰し者より同島の俚謡として

里と三根の界のさくら花は三根に木は里に

八丈八重根のぼうじ松は誰れぞきらすぎくる

芸(?)る今謡ひ居るものを聞く

安政七年の米及湯銭

安政七申年二月二日(?)越前の事件あり(?)其時(?)の節(?)

数数(?)のあちらこちら中(下ぼくれ武士)を(?)その中の文句に

「米(?)しこいは(?)石(?)に高(?)まで(?)食(?)ひ(?)、湯(?)銭(?)は(?)米(?)は(?)三合(?)湯(?)銭(?)

十文（?）とあり当時(?)の銭(?)百文で(?)小売白米三合(?)買ひ

飴売土平の墓

飴売土平の墓石谷中(?)辺の石屋方(?)にありと

祢文方言の笑話

故井筒與三郎氏話されしをきく 土平飴賣りの事が
大刻しものにてなるか故ありて石見の名を改め[illegible]
田之助[illegible]とも[illegible]しが[illegible]武田信賢前これを實見せ
られしと谷中初音町高橋格次といふ石見に[illegible]
あれど人まで見せ由武田前に石見の女房に見せて
もらひしと[illegible]大正四月[illegible]のをきゝあり
墓石賣物に刻しを買入りしものなりし[illegible]
そのかたと云説あり

觀面通人矣如是哉聞と題せし笑話本ありし[illegible]
以の刻本なるに書中に祢文の方言をいふあり
[illegible]中ヲ其一段祢文婦人乞[illegible]腹内渇出[illegible]婦同辞
[illegible]曰不看[illegible]無以察[illegible]婦便仰臥露下身

大阪天満に農の祇男を看せる事ノ笑

國語呼吉為失違而祢文方言呼[illegible]所為朱蓮
呼吉為別[illegible]所以致誤錯

大阪の天満農祭りに張るの[illegible]をあせることありしが大正四年
一月の初旬より天満西寺町妙[illegible]書院[illegible]
舞子張るの[illegible]をつけしをおせしとなる
東京大久保西向天神裏[illegible]東大久保二百三十二番地に一橋と
いふ[illegible]一橋家の士これに住居せしによると東大久保の
古老[illegible]

蘭下円照寺の双盤

[illegible]下[illegible]村円照寺の双盤折は[illegible]に傳はるもの
にて[illegible]これを[illegible]折つるものとて新[illegible]大宮寺の[illegible]
覺堂の双盤折は円照寺村の[illegible]こと

能くすずとこく
相州曽我村城前寺なれ佛に皆彫刻なる中に
西代選蓮社到誉上人建立愚意生国播州
赤穂城主浅野内匠頭家中吉田忠左衛門兼
亮形
元文元丙辰十月廿二日
と刻しあり と三国村文えれに存せれたり形は佛と
共宿とらく義士の名跡無双の像となりしとしもり
所にて
右見国諏訪郡に鏡山かまつの墓あり無比故智周
須方の鏡也 故因察の如く有ありとなん

越前国福井城
慶長年代之釘

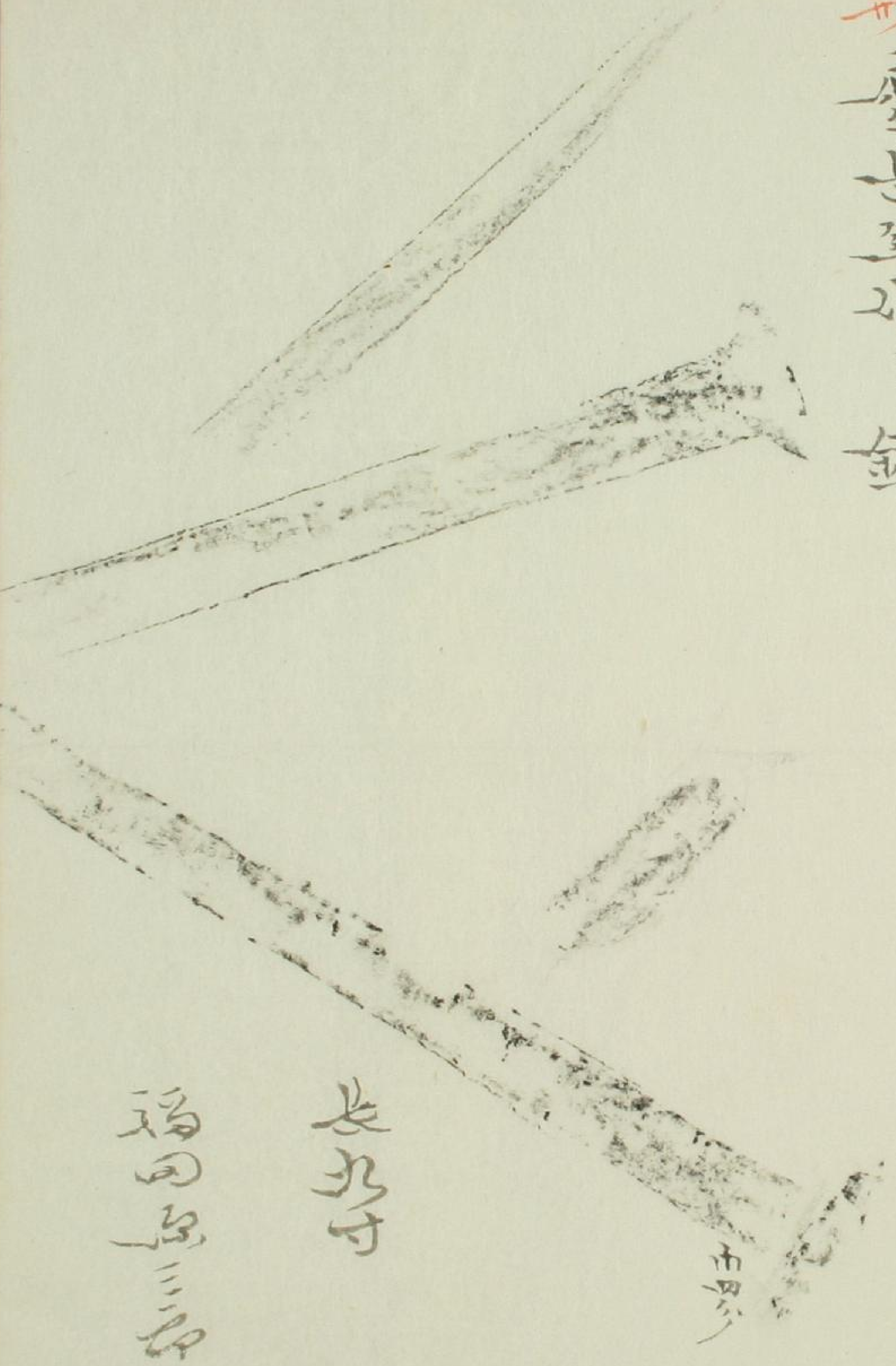

長九寸

福田鳥三郎氏蔵

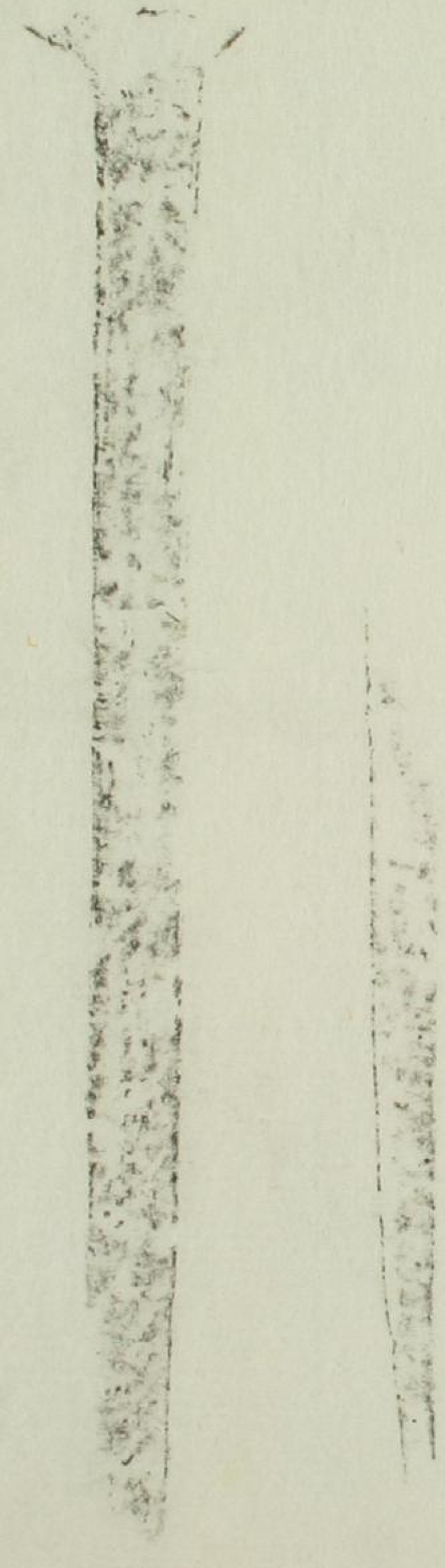

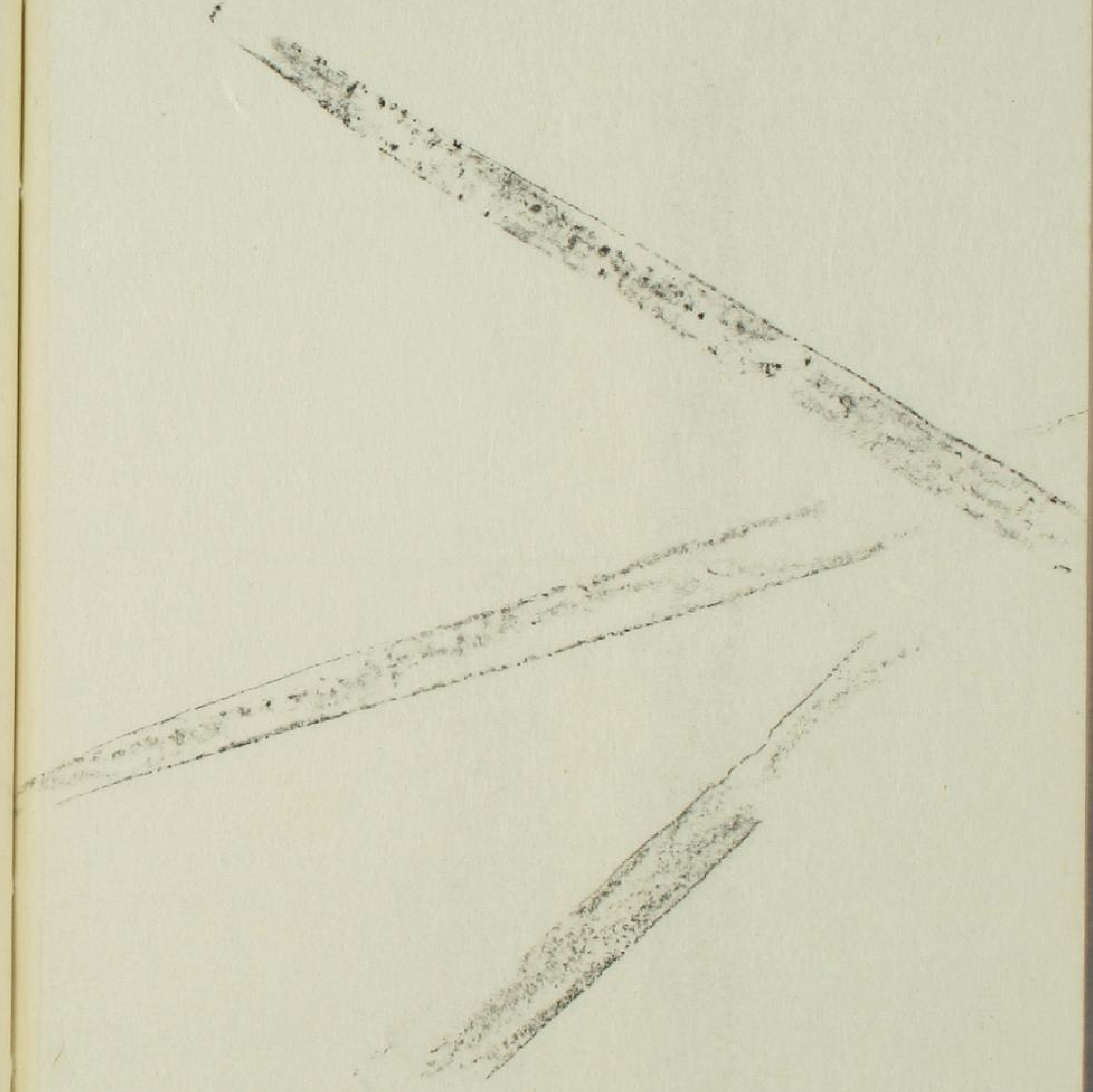

桐之屋文庫

神田山本町に照々小學校と称せし寺子屋風の先生ありし頃、雪江の門人にて吉田巳之橋忠順といへり。雅名はコンダ事成と号せり。其人の随筆に桐之屋文庫と題せし書本箱に入れありし其中日誌の祐天寺宝物に関する一巻ありて三冊に見えたり。それを其人没後其時三枚橋の東側の本屋浄閑堂館へ売りしと其人、幕府の御普請の節絵図に製する用をつとめられしと其人云はれし。深川の年寄とおれの手にいる城のことを知る者なし。なる者が宝の絵をかくに松戸（黒塗の横）の中央にあるに画しあり、幕府の松戸は松の板板にて長さある其の中央より橋に渡すものであるべし

三枚橋と云ふ事に記す

生殖器崇拝
拝殿未可
信

借錄曰、天慶二年の條に『九月二日丙午、往近日東西両京大小路衢、作木像神相対安置、凡厥體像髣髴丈夫、頭上加冠、鬢辺垂纓、以丹塗身、成緋彩色、起居不同、逓各異貌、或所作女形、對丈夫而立之、臍下腰底、刻絵陰陽、構几案於其前、置坏器於其上、兒童猥雑、拝礼慇懃、或捧幣帛、或供香華、號曰岐神、又稱御霊、未知何祥、時人奇之』、是は本邦古代より生殖器崇拝ありと信じ居る者の、よく引用する文なれど、これは其の説行はれて上代より引続きて其数の居ありしとはいはれぬことなり。さて本文天慶二年の九月ごろにて近日東西両京と

を奈良田（迺）ミと云ふと珍安く記せる　まことに見られ又特に
奇之とあるは　夢見相せしを　奇と爲して
祈つたまゝ崇拜行はれしをみるが何だ奇之と記すべ
くしなし　記録に殘して生殖器崇拜せしは古語拾遺の
男莖形を作りて溝に置きて以て之を厭ふと云ふ　共あして記せるのみ
これが一種の呪ちとしてそのものを崇拜せし所以なるものゝ之
は　古事記には男女の崇拜のみが盛りて代々生殖器の崇拜行はれたらうと
思はれるのはチマタノカミ（股神）チマタともマタとも同意味を
其股の神なるを訓むとと云ふ自然崇拜觀念崇拜生
殖器拜の崇拜ならぬと言ふべく又云ふ今日も民間には
一男一女の生殖器の形したる神體を猿田彦神と云ふ習慣

ありて此猿田彦神はチマタノカミ衢神など古語拾遺に
書いてありチマタノカミが股の神即ち生殖器神として
拜んだものであつてそれがかゝる山内體の千マタ（股）が一箇
して道路のチマタ（衢）に神としてなりしものと思ふがマタ會
諾冉も交りて而して後に道となすべきそのものなるか古くチマタ
の神の名と云ふは古事記にチマタなる神とあり古語拾遺に
有一神（ヒトリノカミ）居天八達之衢（アメノヤチマタ）これ衢に在る神
以て鈿女命（オズメノミコト）の詞に答へて衢神（チマタナルカミ）の名を記せる文を
見ばチマタナルカミなり　古語拾遺より總ねる初名
類聚鈔　道祖（サヘノカミ）　風俗通云共工氏之子好遠遊故其死後以爲祖（スヘ）

岐神（フナトノカミ）和名佐倍乃加美
道祖神（タムケノカミ）日本紀云岐神（フナトノカミ）和名布奈止乃加美
唐韻云禓音觴 和名太無介乃加美 道上祭（マツリ）一云道神也
三神ハ一神の異名にはあらじ 三神各別神なりしを
後ちハ一神の様に人々思ひなせるなり
手向とは峠のたむけの神をまつり
峠の手向たえてなくなりゆく道のたむけの神にかけてちかまん
三ツハ旅人山の峠まてたむけなしてまつりたれと云ることを
道祖神のことなり和名鈔時代に千マタの神と云道祖神の如
あらず前記の神となりしからばなぐさみ其ことをいふなり

賓頭盧抄の一ツ二ツを抄す
宗長法師の旅の日記

大伴西行法師蔵本に賓頭盧之抄と題せし写本巻
あり今は抹消書文の巻に目せし書中に此抄写せし
人の記せし序文中に東海道島田の宗長の旅路のおもむきをかくと
記したりしに此家に連歌の宗長の住みたるところと
云家の持主の地は宗長が住し庵跡にて古き松の梅などかく
ありて此家の庵までは勝手なる所にか似るて
其地のさまにて今は散りて荒らして居る芭蕉翁の
しばしこの庵におとりけると云ふ発句に
採茶汲水やりて
世をわたる名もなきものや雨の
五月雨も此宿にかゝる大井川
此無庵主の吟なる此序を写せし
早雲寺殿人として大僚

萬年癸卯 卯月大坂在番中に記せし文なり所々
に古跡あまた見えたり河内には記せず
同書にある文化の中に 河内国所在行 牧野数馬といへる人志を編む
乃志あり此を見出でたるものは 菅原默翁 羽曳野
河野通世の周旋によりて府中 山本文 森 茨木 草稚 鉾田
久留米等の書を其の家に蔵する所にて古事を調べて各其の見聞を採
りしものなり 集る中に牧野氏の業類する所も少なからず
と默翁独り其の業の大成を志せり 十有五年にして遂に業を
成して其の家に蔵す 三十巻斗之默翁の子は古作号を当て
之を補ひ其を好み 其子の孫 書を読みその志を継ぎ其の孫継ぎ
更に秘文默翁の著述乃ち此の河内志の中を見出し紀して三
巻となしてこれを上梓せんと図りしも未だ果さずして默翁を憾せしむ

河内志の編纂者
宝づくし

かく文政の中に二十年の星霜を経て此の写本成りしものなれど
も河内国志の編纂の目的を達せんとせしにあらず力せし
人々の多くを知らず 誠に惜しむべし 書中の記事新しき文政中と
あるは河内の角三階屋仁右衛門の手にて新編河内風土記と
題して写本七十巻あり と云ふ 勝す

同書中に 内牧の里 谷山 結城寺 無量寿寺の
入口 古の塚にあり 伊勢屋 全円議の如く 左右に堀あり
正中の頃 阿弥陀の像を彫れる石 正應五年二月十九日
と記す 片假名にて書附あれど文字詳ならず
あり

十五桐社（狭山の東か）に古鰐口あり 絵背に 延文二丁
酉年五月吉日とあり 文字摩滅 詳ならず 文字鏡形の

正應の板碑

延文の鰐口

三ツの鰐口

[illegible]又[illegible]
二十字井寺の縣ぬ日

鰐甲の音を也の端鏡[illegible]納め年月

古仏像あり
横尾村山の端に宝泉寺といふの閣に十一面観音并ニ十三仏あり
鰐口の銘に駿州安倍郷横尾村奉懸楽音寺本堂
前應永廿三年丙午十一月吉日願主道祐敬白とあり
道の傍石段をつたふて村に行あれば所なく又同四
新暦八月十二日か新高野参詣群集す
同月十五日か野火土村平林寺半僧坊縁日なりとなく
也の端に鏡あり北面鰐を納めしは弘化二年廿月十五日の
事なりしと言ふ鰐の甲は我手にして辨天の堂に縣ぬ
たゝよなり又當時鏡鎗にして修行をせしものなり

共古日録　二十六

總目一百
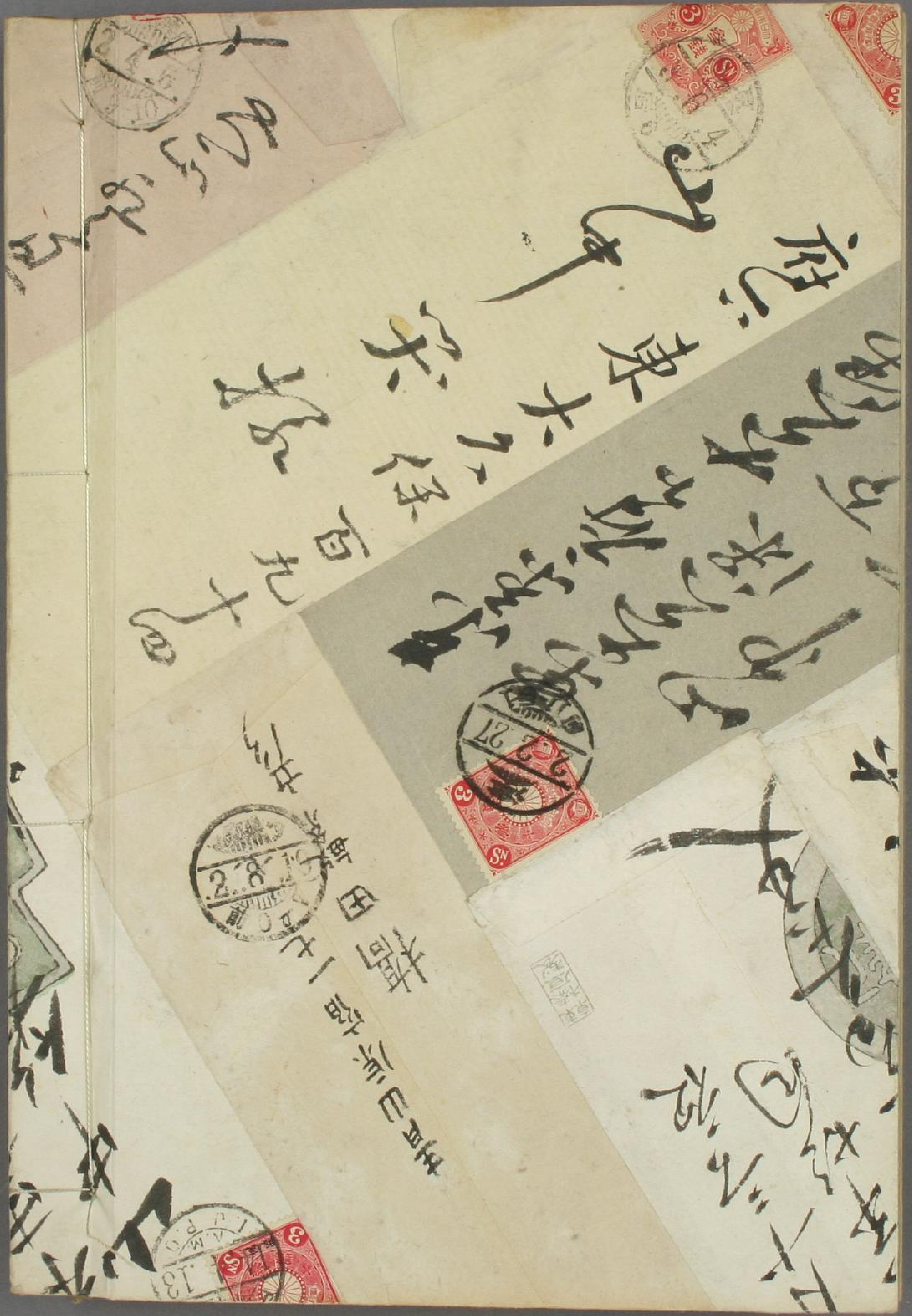
[illegible]